平成18年第4回

香美市議会臨時会会議録

平成18年8月21日 開 会

平成18年8月21日 閉 会

香 美 市 議 会

平成18年第4回

香美市議会臨時会会議録

平成18年8月21日 月曜日

平成18年第4回香美市議会臨時会会議録

招集年月日 平成18年8月21日(月曜日)

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 8月21日月曜日 (会期第1日) 午前9時43分宣告

出席の議員

	1番	利	根	健	$\vec{-}$	2	0番	久	保	信	彥
	2番	Щ	﨑	眞	幹	2	1番	石	Ш	彰	宏
	3番	Щ	﨑	龍太	に郎	2	2番	黒	岩		徹
	4番	大	岸	眞	弓	2	3番	竹	平	豊	久
	5番	千	頭	洋	_	2	4 番	岡	本	喜	身
	6番	小	松	紀	夫	2	5番	島	岡	信	彦
	7番	Щ	崎	晃	子	2	8 6 番	原		心	_
	8番	森	本	珠	城	2	7番	秋	友	偉	嗣
	9番	Щ	岡	義	_	2	8番	前	田	泰	祐
1	0番	依	光	美仁	と子	2	9番	竹	内	俊	夫
1	1番	片	岡	守	春	3	0番	大	石	綏	子
1	2番	笹	岡		優	3	1番	森	安		正
1	3番	岡	村	優	_	3	2番	坂	本		節
1	4番	黒	岩	陸	雄	3	3 番	宮	地	盾	騎
1	5番	門	脇	<u>_</u> =	三夫	3	4番	西	Щ		武
1	6番	爲	近	初	男	3	5番	中	澤	愛	水
1	7番	比与	森	光	俊	3	6番	岩	越	孝	明
1	8番	植	村	佳	三	3	7番	Щ	本	芳	男
1	9番	幾	井	洋	_	3	8 番	西	村	芳	成

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市	長	門	脇	槇	夫	建設都計課長	中	井		潤
助	役	石	Ш	晴	雄	下 水 道 課 長	久	保	和	昭
収 入	役	明	石		猛	環境課長	阿	部	政	敏
総 務 課	長	鍵	山	仁	志	ふれあい交流センター所長	甲	藤	みち	子
企 画 課	長	濵	田	賢	二	健康づくり推進課長	岡	本	篤	志
財 政 課	長	前	田	哲	雄	地籍調査課長	田	島	基	宏
住宅新築資金担当	奥	宮	政	水	林 政 課 長	小	松	清	貴	
収納管理訓	果長	後	藤	博	明	《香北支所》				

防災対策課長 支 所 二宮 明 男 田 中 育 夫 長 住 民 子 事務管理課長 課長 崹 綾 竹 内 敬 Ш 保 険 課長 眀 弘 業務管理課長 谷 正 出 本 横 勝 税務 課長 高 橋 功 《物部支所》 支所長兼参事 三 福祉事務所長 法光院 晶 萩 野 泰 農政課長 和彦 事務管理課長 宮 地 凢 内 秀 商工観光課長 橋 千 恵 業務管理課長 出 本 博 臣 高

【教育委員会部局】

幼保支援課長 教 育 長 原 初 惠 吉 村 泰 典 生涯学習課長 広 教育次長 勇 山崎 泰 福 島 学校教育課長兼学校給食センター 和 隆 田

【消防部局】

消 防 長 竹 村 清

【その他の部局】

農業委員会事務局長 山 岡 紀 夫 水 道 課 長 佐々木 寿 幸

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 松浦良衛 議会事務局書記 尾立陽子

市長提出議案の題目

承認第25号 専決処分事項の承認を求めることについて

高知県広域食肉センター事務組合規約の一部を変更する規約について

議案第57号 平成18年度香美市一般会計補正予算「第2号」

議案第58号 平成18年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算「第1号」

議案第59号 平成18年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算「第1号」

議案第60号 平成18年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算「第 1号」

議案第61号 平成18年度香美市国民健康保険特別会計補正予算(事業勘定)「第1 号」

議案第62号 香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第63号 香美市ピースフルセレネの指定管理者の指定について

議案第64号 香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の指定管理者の指定について

議案第65号 香美市健康センターの指定管理者の指定について

議案第66号 平成18年度大宮小学校校舎等改築(建築主体・機械設備)工事の請負 契約の締結について

議員提出議案の題目

なし

議事日程

平成18年第4回香美市議会臨時会議事日程

(会期第1日目 日程第1号)

平成18年8月21日(月) 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
 - 1. 議長の報告
 - 2. 行財政改革推進特別委員会委員長の報告
 - 3. 市長の報告
 - (1) 専決処分事項の報告について
 - 報告第 8号 繰越明許費繰越計算書(一般会計)の報告について
 - 報告第 9号 繰越明許費繰越計算書(公共下水道事業特別会計)の報告に ついて
 - 報告第10号 専決処分事項の報告について 住宅新築資金等貸付事業にかかる訴えの提起について
 - 報告第11号 専決処分事項の報告について 住宅新築資金等貸付事業にかかる訴えの提起について
 - 報告第12号 専決処分事項の報告について 住宅使用料の請求にかかる訴えの提起について
 - 報告第13号 専決処分事項の報告について 建物明け渡し等の請求にかかる訴えの提起について
 - 報告第14号 専決処分事項の報告について 建物明け渡し等の請求にかかる訴えの提起について
 - 報告第15号 専決処分事項の報告について 建物明け渡し等の請求にかかる訴えの提起について
 - 報告第16号 専決処分事項の報告について 建物明け渡し等の請求にかかる訴えの提起について
 - 報告第17号 専決処分事項の報告について 建物明け渡し等の請求にかかる訴えの提起について
 - 報告第18号 専決処分事項の報告について 建物明け渡し等の請求にかかる訴えの提起について
 - (2) 行政の報告並びに提案理由の説明
- 日程第4 承認第25号 専決処分事項の承認を求めることについて 高知県広域食肉センター事務組合規約の一部を変更する規約 について
- 日程第5 議案第57号 平成18年度香美市一般会計補正予算「第2号」

日程第6 議案第58号 平成18年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算「第1号」 日程第7 議案第59号 平成18年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算「第1 号| 議案第60号 平成18年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補 日程第8 正予算「第1号」 議案第61号 平成18年度香美市国民健康保険特別会計補正予算(事業勘 日程第9 定)「第1号」 日程第10 議案第62号 香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につい 7 日程第11 議案第63号 香美市ピースフルセレネの指定管理者の指定について 日程第12 議案第64号 香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の指定管理者の指定につ いて 日程第13 議案第65号 香美市健康センターの指定管理者の指定について

日程第14 議案第66号 平成18年度大宮小学校校舎等改築(建築主体・機械設備)

工事の請負契約の締結について

会議録署名議員

7番、山崎晃子君、8番、森本珠城君(会期第1日目に会期を通じ指名)

議事の経過

(午前9時43分)

- ○議長(西村芳成君) 訂正があるということで、財政課長から申し出があっておりますので許可いたします。財政課長、前田哲雄君。
- **○財政課長(前田哲雄君)** 申しわけありません。報告文書につきましてですね、字 句の訂正をさせてください。

まず、報告の第13号ですけれども、別添になっております。報告の第13号の専決処分事項の内容の欄、下から3行目ですけれども、ここに「平成18年6月30日、高知地方裁判所へ上記未払住宅使用料の支払」その次に「と建物明け渡しを求める訴訟を提起した」と、ここに「支払」の次に「と建物明け渡し」と入れていただけますでしょうか。

続きまして、報告第14号も同じく内容のところで、「未払住宅使用料の支払と建物明け渡しを求める訴訟を提起した」と、「と建物明け渡し」とお願いしたいと思います。

それから、すいませんいっぱいありまして、報告第15号も同じく、内容のところに、「と建物明け渡しを求める訴訟を提起した」。

それから、報告第16号、ここも同じく「支払と建物明け渡しを求める訴訟を提起した」と。よろしいでしょうか。

それから、第17号なんですけれども、第17号は、ここは内容の上段の「未払住宅使用料」ここの金額が、従前の金額が入っておりまして、告訴した金額は「39万7,700円」になっております。告訴するもっと手前の数字が(「748,700円」)入っておりまして、申しわけありません。「39万7,700円」。告訴しちゅうのは39万7,700円です。それと、内容につきましては、同じく「支払と建物明け渡しを求める訴訟を提起した」と。

それから、報告18号、最後なんですけれども、報告18号も同じく内容の欄を「支払と建物明け渡し」と訂正いただきたいと思います。

以上です。

○議長(西村芳成君) おはようございます。ただいまの出席議員は38人です。定 足数に達していますので、これから平成18年第4回香美市議会臨時会を開会をいたし ます。

これから日程に入りますが、その前に平成18年第4回香美市議会臨時会開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

今年は非常に長かった梅雨があがってから、毎日のように30度を超す厳しい暑さが 続いておりますが、議員各位には何かとご多忙の中を本臨時会にご出席をいただきまし てまことにありがとうございます。

香美市議会議員としての任期も残すところ1カ月くらいになってまいりましたが、9 月23日まではそれぞれ議員としての任務と責任があるわけでありますが、去る8月4 日に開催されました高知県市町村議会議員研修会には、香美市議会議員38名中、何と13名しか出席をしていただけませんでした。また、この研修会には学識の専任監査委員も2名、事務局も全員が出席をしていましたし、研修は議員としてさまざまな角度から広く知識を学び、市民のため、議員活動に生かすことが責務であると考えます。38名中13名しか出席していなかった、このような実態を有権者の市民の方が知った場合に、議会議員に対してどのような考えを持つかと、議長として非常に残念に思ったことであります。香美市の事務局、県の担当事務局も何も言いませんが、申しわけなく思ったことであります。このようなことは、私としては議会の動きとして、議会広報にも掲載をして周知をしていくべきだというふうに考えておるところであります。

さて、本日ここに招集されました平成18年第4回香美市議会臨時会に市長から提出されている議案等につきましては、平成18年度香美市一般会計補正予算「第2号」等10件、報告11件、承認1件であります。後ほど市長より提案理由の説明がありますので、議員各位におかれましては、慎重な審議の上、それぞれの議案等に対し、適切な議決を賜りますようにお願いをいたします。

また、議員各位におかれましては、議会の品位を重んじ、円滑な議事運営に格段のご協力を賜りますようにお願いを申し上げまして、開会に当たり私のごあいさつといたします。

議事日程はお手元にお配りしたとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則の定めるところにより、今期臨時会を通じて7番、山崎晃子君、8番、森本珠城君の両君を指名をいたします。よろしくお願いいたします。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本件については、議会運営委員会で協議をいただいていますので、委員長から報告を求めます。議会運営委員会委員長、宮地盾騎君。

O議会運営委員長(宮地盾騎君) おはようございます。議会運営委員会からご報告 を申し上げます。

本日招集されました平成18年第4回香美市議会臨時会の運営につきまして、先ほど 開催されました議会運営委員会の協議の結果を報告します。

まず、会期につきましてはお手元にお配りいたしました予定表のとおり、本日1日と しました。なお、会期の延長を必要とする場合については、議長に一任することになり ました。

続きまして、会期中の会議ですが、本日の臨時会に付議された提出議案は委員会付託 を省略して審議に付し、本会議方式により採決をいたします。

次に、今期臨時会に議員から提案されております意見書案第13号、「JR四国への経営支援の延長と国の責任において公共交通機関の維持存続保証、その利便性の確保に努めることを求める意見書の提出について」から、意見書案第15号、「障害者自立支援法

等による障害者施策の改善を求める意見書の提出について」の3件の意見書案の取り扱いについて協議しました。この件に関しましては、地方自治法第102条第4項には、「議会に付議すべき事件は、普通地方公共団体の長があらかじめこれを告示しなければならない。」とされており、同条第5項には、「臨時会の会期中の急施を要する事件があるときは、直ちにこれを会議に付議することができる。」とされております。この地方自治法の規定及び地方議会実務提要の該当する部分を参考に協議した結果、今期臨時会に提案されている3件の意見書案は、内容から判断して急施事件としての認定はしがたく、次回の定例会に上程すべきものということに決定いたしました。

次に、その他の協議事項で協議した点について報告いたします。

既に7月19日の案内文書で周知してありましたように、本日の会議終了後に議員協議会を開催することに決定しましたので、議員の皆様のご出席をお願いいたします。

その他、議会運営につきましては、従来のとおりでございます。議員各位の格段のご協力をお願いいたします。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

【会期及び会議の予定表 巻末に掲載】

○議長(西村芳成君) 委員長の報告を終わります。

お諮りします。臨時会の会期は、委員長報告のとおり本日1日といたしたいと思いま す。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

O議長(西村芳成君) 異議なしと認めます。よって会期は本日1日と決定いたしま した。

なお、会期中の会議の予定につきましては、先ほど議会運営委員長からも報告がありましたが、お手元にお配りしております予定表のとおりであります。

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに議長の報告をします。

平成18年第3回議会定例会において決定いたしました、「出資法の上限金の引き下げ等、「出資の受入、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書」、以上1件の意見書は、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係の各大臣へそれぞれ送付をいたしました。

次に、市長から地方自治法施行令第146条の規定により報告第8号、報告第9号の報告のとおり、繰越明許費に係る繰越計算書の報告とあわせて、地方自治法第180条の規定により、報告第10号から報告第18号の専決処分事項について、報告書のとおり報告がありました。

また、監査委員から「例月出納検査報告書」が提出されております。

その他の報告事項につきましては、お配りしました議長報告のとおりであります。

次に、行財政改革推進特別委員会の協議の推移、進捗状況等について委員長から報告

を求めます。行財政改革推進特別委員会委員長、中澤愛水君。

〇行財政改革推進特別委員長(中澤愛水君) それでは、行財政改革推進特別委員会 の審査の経過と結果の報告をいたします。

議会の行財政改革推進特別委員会は、本年4月から7月の間に5回にわたって本市の行財政改革推進に関して研究・協議を進めてまいりました。この特別委員会の取り組みが執行部への刺激につながり、従来の懸案事項の解決に向けて弾みがついたと考えられ、住宅新築資金等貸付金を含む各種の滞納問題の整理で徐々に成果を上げていると評価するものです。

去る7月20日に開催した特別委員会の総括における委員の意見では、執行部との間で通常の議会活動では実現し得ない密度の濃い議論ができたこととあわせて、「行財政改革の推進に関する研究・協議ができたことが有意義であった。」との声が多数を占めました。

そこで、将来的にも地方の行財政の厳しさが増加することが想定されることにかんがみ、この特別委員会の今後のあり方については、改選後の新議会でも継続して設置の上、別紙の事項について研究・協議する必要があるとの結論になりました。お手元の方に別紙配ってございますけれども、重複すると思いますけれども一応ご説明を申し上げたいと思います。

行財政改革推進特別委員会の取りまとめ事項としては、まず第1点目に、住宅新築資金等貸付金、第2点目は市営住宅使用料、第3点目は人口定住策、第4点目は公道の敷地借り料の支払い、第5点目は財産台帳の整理を重点的に審査、協議を行ってまいりまして、その他の件につきましても鋭意、精力的に審査をしたわけでありますけれども、まず、この5点について取りまとめができておりますので、ご報告いたしますと、まず第1点目の住宅新築資金等貸付金につきましては、現在の法的手段を含む滞納整理に取り組み、手を緩めることなく引き続いて早期に解決を図るよう、特段の努力をすること。そのためにも徴収目標を設定して徴収するなど、今後厳しい姿勢で対応していくこと。

第2点目、市営住宅使用料及び条例で定める3カ月以上の滞納者については、法的手段を含む滞納整理の執行努力を継続し、触法等の滞納者には明け渡し請求を確実に実行すること。このことが実行されない場合は、民営による賃貸住宅入居者との格差が極めて大きく、公平・公正な行政運営が保たれないこととなる。また、家賃の算出根拠を含め、3町村の整合性を図ること。この第1、2点につきましては、特に今住民監査請求とか、住民訴訟が非常に頻繁に行われだしましたので、この点、職員の方々も心して対応して、今とれる法的な手段をとる、また時効の中断を図るとか、債権の保全を図る、そういうできることをしておかないと、住民監査請求、住民訴訟を経て職員さん個人に賠償責任も追及されるという時勢でもありますので、ぜひ執行部一丸となり、また議会も協力をしてこの問題解決に現時点で取れる施策を展開をしていくということをお願いをしておきたいと思います。

第3点目の人口定住策でありますが、これは市外からのU・J・Iターンによる人口増加策とあわせて住環境の整備、働く場所の確保など、現在市内に住んでいる人たちが流出しないための施策を講じること。そのためには都市計画の見直しや、トップの設定などを十分に研究・検討をすべきであるということでありまして、外部からの流入を図るとともに、今住んでおる香美市の在住の方々が、この町に住んでよかった、または住み続けたいという施策を今後展開していく必要があろうかと思います。

第4点目の公道の敷地借り料の支払いでありますが、現在まで用地の寄附によって公道を拡幅してきた経緯と、他地区との整合性を図り、関係者との協議で早期解決を図ること。今後の道路整備に支障のない対応をしていくためにも、公正・公平を考慮して特定地域の特別扱いは廃止すべきであるということであります。

第5点目の財産台帳の整備でありますが、全体の数量を把握できるデータの整理とあ わせて実態と合致するよう突合作業を行い、早期に台帳整備を完遂することが求められ ております。

以上、5点取りまとめておりますのでご報告しておきます。

また、今後の議会活動を進める上では、執行部と十分に議論すること加えて、重要な課題については詰めが必要であるとの指摘があり、議会のあり方について一石が投じられていることを申し添えまして、行財政改革推進特別委員会の審査の経過と結果の報告といたします。

〇議長(西村芳成君) 行財政改革推進特別委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの行財政改革推進特別委員会委員長の報告に対する質疑を行います。質疑は ありませんか。

「進行」という声あり

○議長(西村芳成君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第4、承認第25号、専決処分事項の承認を求めることについて、高知県広域食肉センター事務組合規約の一部を変更する規約についてから日程第14、議案第66号、平成18年度大宮小学校校舎等改築(建築主体・機械設備)工事の請負契約の締結についてまで、以上11件を一括議題といたします。

行政の報告並びに提案理由の説明を求めます。市長、門脇槇夫君。

○市長(門脇槇夫君) おはようございます。本日ここに平成18年第4回香美市臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましてはご多用のところご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。また、日ごろは住民福祉向上に対しまして、各地域での活動に心から敬意と感謝を申し上げます。

行政報告とともに臨時会に付しております議案に対する提案説明を申し上げます。

まず、先日、高知新聞にも報道されました市長室での器物破壊事件でありますが、職員の業務ミスについての抗議に訪れておられました一市民の方との話し合いの中で、テーブルのガラス製天板が破壊をされました。業務上のミスは率直におわびを申し上げ、

今後の対応につきましても一定の了解を得たと理解をいたしておりましたが、執拗に別件のいわれなき事実と思われる事柄を主張し続ける中での事件発生であります。このような事件が発生したことにつきましては、まことに遺憾に思いますが、しかし、今後ともこのような不当と思われる主張、要求には毅然とした姿勢で臨むことが必要だと考えております。なお、損害賠償につきましては、家族の方より支払いが行われました。

各課より行政報告を申し上げます。

総務課からでありますが、さきの議会で議長から次回の議会での報告を求められてお りました、繁藤地区の低レベル放射性廃棄物埋設についてであります。繁藤地区振興協 議会、黒川会長からの説明によりますと、繁藤地区では以前より地域活性化対策として、 若者定住や企業誘致活動に積極的に取り組んできており、各方面に呼びかけてきた経過 があります。そうした中、昨年12月16日に民間企業から低レベル放射性廃棄物の埋 設について繁藤コミュニティセンターで説明を受け、その内容は、低レベル放射性廃棄 物は研究や医療に使われた放射性廃棄物で、電力事業の(青森県)六ヶ所村の施設とは 異なります。その他、事業の流れ、町(市)への交付金、地元雇用についてでありまし たが、不透明な部分もありましたので、再度、今年2月24日、財団法人原子力研究バ ックエンド推進センター、ランデックから説明を受けたとのことであります。説明の内 容でありますが、事業主体は、日本原子力研究開発機構、国の事業で文部科学省系の研 究や、医療に使われた放射性廃棄物の埋設処分場、埋立処分場。ランデックは文科省の 認可を受けた立地調査機関、研究や医療に使われた放射性廃棄物200リットル、ドラ ム缶68万本を処分するというものであります。候補地数は現時点で約160カ所、現 地調査実施箇所が約20カ所で、既に役所や地元への説明をした箇所があるとのことで あります。立地条件は、面積は70~100ヘクタール、運送のため工業用の港、大型 車通行可能道路が近くにあること、活断層が近くにないこと、浅いところに岩盤層があ ることなどが立地条件のようであります。その他、地元雇用、交付金等の説明があった ということであります。なお、ランデックによりますと、他府県では近くに河川がある と下流域の問題もあり、評価もよくないようであり、北滝本もすぐ近くに河川があり問 題とのことであります。その後、6月14日、繁藤地区振興協議会において協議した結 果、行政も知らない、いわゆる行政に対して説明もなされていない現段階では、繁藤地 区としては対応できないとの結論に至り、協議会として紹介者に対応できない旨の返答 をしたとの報告を受けました。北滝本への低レベル放射性廃棄物埋設について、行政へ の説明は今まで何もなく、隣接する地域や自治体及び高知県にも影響を及ぼす重大な問 題であります。以上のことから、香美市長として現段階では低レベル放射性廃棄物埋設 を受け入れるつもりはありません。また、そのことを繁藤地区の協議結果も含めて高知 県資源・エネルギー推進課にも報告をいたしました。

次に、地域審議会でありますが、6月26日、第1回目の地域審議会委員選考会を開催し、公募による委員が決定し、土佐山田地域5名、香北地域4名、物部地域4名とな

りました。7月24日には第2回目の選考会を開催し、公共的団体に属する委員、それぞれ各地域5名、学識経験を有する委員もそれぞれの地域各5名が選考されました。第1回目の地域審議会は、3地域合同での開催を予定しており、地域審議会の役割や、香美市まちづくり計画について報告や説明を行う予定であります。その後は、3地域において香美市まちづくり計画の執行状況等について審議し、答申等行うこととなります。なお、香美市の木、花、鳥についての選考委員会の設置を予定しており、それぞれの地域各3名の委員により香美市の木、花、鳥を決定することとなります。

財政課からでありますが、平成17年度の一般会計決算見込みについては、平成17年度の決算は1年間ではなく、平成18年3月1日から3月31日までの1カ月間だけの決算となります。歳入総額を39億6,213万2,000円、歳出総額を35億2,165万8,000円と見込みました。歳入歳出差し引き額は、4億4,047万4,000円ですが、翌年度へ繰り越すべき財源が5,428万3,000円でありますので、実績収支は3億8,619万1,000円であります。このうち、1億9,309万6,000円を財政調整基金に積みました。財政調整基金は、3月31日現在、16億7,646万円ありましたので、この額を加算しますと、平成18年度当初の財政調整基金残高は、18億6,955万6,000円となります。また、残りの1億9,309万5,000円は本日提出の一般会計補正予算「第2号」の財源として繰越金に計上しました。

次に、市営住宅使用料滞納問題についてであります。これまで市営住宅使用料滞納問題を解決すべく事務を進めてまいりましたが、高額の滞納者7名に対し、去る6月30日、住宅使用料の請求及び建物の明け渡しを求め、高知地方裁判所へ提訴いたしました。8月24日以降、順次口頭弁論が始まる予定であります。今後とも理解の得られない住宅使用料滞納者には厳正な対応をしていきたいと考えております。

次に、庁舎建設についてでありますが、庁舎建設への取り組みにつきましては、6月に庁舎内部におきまして庁舎建設準備委員会を助役、総務課長、財政課長、企画課長、建設都計課長並びに香北・物部それぞれの支所長をメンバーとして組織し、懸案事項とする庁舎建設への対応の検討に着手いたしました。第1回の準備会では、建設に関する事務体制としては大型プロジェクトともなり、新体制ができるまで当面財政課が当たる。財政見通しと資金計画を財政課において9月中旬までに作成する。庁舎建設委員会を設置する。以上のことが確認をされております。委員の選任につきましては、3地域でそれぞれ組織する地域審議会から、また市議会議長、所管常任委員長、識見を有する者として高知工科大学、また市内の建設設計者などで10人程度の委員をもって組織するということの協議がなされております。今後、庁舎の規模、構造、位置につきましても新市のまちづくりのよりどころとして、市民の関心も高く、十分審議・検討をしていただき、建設委員会ひいては市民とともに取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、企画課関係でありますが、県立女子大学移転に係る知事への申し入れを行いま

した。県立女子大学につきましては、メディアを通じて得る情報のみしか有しておりま せんが、高知駅前への移転についての検討で模索、論議がされておりますが、工科大学 が立地されている本市への女子大の移転も選択肢の一つにされたい旨を6月13日橋本 県知事に申し入れを行いました。大学全入時代の到来により高知工科大学は本年総定員 で定員割れとなったこと、あるいは実質県が関わる2つの大学の経営問題、そして本市 の地域振興や政治経済、文化機能の高知市への一極集中といった県土利用とその再配置 の問題等を発展的に解消する可能性を秘めているのではないかという観点から、高知市 以外への移転も大いに論議されてしかるべきものと考えたことからであります。本市と しましては、よりよい学園都市を形成していくことは、市としてのグレードを高めるこ とが本市の発展の大きなかぎを握ると考えれば、高知女子大の立地が有為であると判断 し、議論に一石を投じなければと申し入れを行ったものであります。知事に対して大学 と地域をめぐる問題や、大学連携企業と知的インフラの集積基盤としての香美市につい て、そして香美市に誘致することのメリット等を示しながら申し入れを行いました。今 後につきましては、どういう展開になるのかわかりませんが、時代の背景と工科大学の 立地などさまざまな有利な条件が本市にはあると考えます。機をとらえて積極的に働き かけをしていかなければならないものと考えております。

次に、都市再生モデル事業採択についてであります。本事業は内閣府都市再生本部が実施する事業でありますが、本年度から大学との連携による事業メニューが新設をされたため、本年度香美市として高知工科大学との連携事業として大学人材との連携による合併新市における都市再生計画という調査について提案し、採択されたものであります。提案内容についての概略でありますが、高知工科大学の学生、教職員及び卒業生並びにテクノパーク就業者を香美市のサポーターと位置づけ、サポーターと市民との協働により、香美市の活性化や地域再生に向けたマネジメントシステムを検討しようとするものであります。具体的な事業内容は、提案した採択の受け皿である工科大学とともに連携する本市と調整しながら、事業を直轄する国土交通省と企画内容等を詰めていくこととなります。

次に、第1次香美市振興計画についてであります。地方自治法に規定される総合計画については、総合評価方式による業者選定により株式会社ぎょうせいに委託することとなり、本年度内に提案・策定するよう作業に取りかかっています。一定進行しますと審議会に諮ることとなりますが、その際には議会のご協力をよろしくお願いをいたします。市勢要覧についてでありますが、総合評価方式により業者選択を行い、株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所に委託が決定し、本年度中の完成に向けて作業を進めております。

合併記念事業についてでありますが、香美市合併を記念しての事業を実施するため、 香美市合併記念事業実行委員会を設置し、22名の委員をお願いをし、現在、具体的事業の内容等について検討していただいているところであります。市民総参加型のイベン トとし、3万市民の笑顔をキーワードとすることが確認されております。また、あわせて団体等が実施する事業について名義後援ないしは経済的負担を伴う支援まで幅広く支援事業として認定し、合併後の機運の醸成と一体化に資することといたしております。

交流事業についてでありますが、6月10日、11日と札幌で開催されました「第15回YOSAKOIソーラン祭り」につきましては、今年度も(北海道)積丹町と合同チームを編成し、参加をいたしました。本市からは、訪問団及び踊り子、総勢42名で訪問し、交流を深めてきました。なお、YOSAKOIソーラン祭りへの参加は、一たん、今回で整理することとなりました。

続いて、6月25日に開催された「第1回積丹ソーラン味覚祭り」へは、各団体等から、あるいは姉妹都市・友好都市交流推進協議会委員と、計7名の訪問団により参加をいたしました。今回は、サンプルとして物部町のゆずドリンクを持って行きまして、大変な好評を受け、来年以降への確信を持ったとのことであります。

そして、8月5日の「土佐山田まつり」には積丹町から6名の方の参加を得て、YOSAKOIソーラン祭りが再現をされ、沿道の市民との交流も図られました。

次に、物部川流域ふるさと交流推進協議会であります。物部川流域3市の交流を推進することにより、地域の機能や価値についてそれぞれ相互理解し、流域の調和ある発展を図ることを目的として、平成8年10月に設置された本協議会は、今年の合併により関係自治体が3市に再編されたため、会則等の変更により、去る7月に衣がえし、新たなスタートが切られました。この協議会の運営に当たっては、申し合わせにより3市が会長を順次交代することとし、今回の総会において本市が会長職の任に当たるとのこととなったため、あわせて報告をいたします。なお、今年度の事業の中で8月26、27日に開催されます「森、川、海をつなぐ暮らし発見」と題するイベントでありますが、これは森林等にかかわってと交流活動を行っている在京のNPO法人「MORIMORIA」ネットワーク」と本協議会の共催によるものでありますが、森、川、海にどう向き合っていくかなどについて、さまざまな立場から考えようとフォーラムが開催をされます。物部川と密接にかかわって暮らしている私たちにとっても、このテーマは非常に意義のあるものであります。開催要項は別途資料をお回ししてありますので、ぜひ議員諸氏の参加をよろしくお願いをいたします。

次に、防災対策課でありますが、本年も台風シーズンを迎えておりますが、梅雨入りの6月下旬から市内全域において土砂崩壊などの予想される危険箇所の点検を高知県の関係機関並びに香美警察署、消防関係者、また自治会関係者のご協力をいただきまして、3日間で市内48カ所の点検を行いました。調査いたしましたそれぞれの箇所につきましては、反動的に即対応できるものにつきましては、それぞれ対応してまいりますが、台風シーズンを迎えまして、地域の方々の不安を少しでも少なくする上でも、点検に参加いただきました関係機関の共通認識として、今後の防災対策につなげてまいりたいと考えております。

商工観光課でありますが、高知テクノパークにつきましては、3号区画に分譲申し込みをいただいておりました株式会社ミロクと、6月23日に契約及び環境協定の締結を行いました。平成19年秋には精密部品製造の操業開始の予定となっております。また、7月19日には、4号区画への広島県福山市の株式会社ジェーイーエルから県外初の分譲申請がありました。同社は半導体ウエアや液晶ガラス基盤製造機械用の搬送ロボットの製造販売を行っており、来年6月に操業を開始し、当初は12名体制により研究、試験等でのロボットの設計や開発を行い、平成21年6月を目途に増床し、量産製品の製造や周辺機器を含めた基盤搬送システムの開発・設計・試作・製造を開始し、35名体制の事業計画とのことであります。

次に、ピースフルセレネでの食中毒についてであります。6月15日、16日にピースフルセレネで集団宿泊訓練のため宿泊した高知市内の小学校児童24名から嘔吐、下痢、発熱の食中毒症状があり、ノロウイルスが検出をされました。幸いにして症状は軽く、全員回復をいたしました。県より3日間の運営停止処分を受け、施設ではこれを厳粛に受けとめ、さらに4日間の自主休館を行い、衛生管理を徹底しました。香美市としましても、施設代表者とともに症状のあった市内小学校に謝罪を行い、さらに保護者に対して経過説明を行いました。施設は、症状のあった児童や、医療機関にかかった児童の保護者に見舞金、医療費の支払いが完了いたしましたが、まだ連絡のない5名の家庭には引き続き連絡をとり、対処いたしておるところであります。

土佐山田まつりにつきましては、香美市の夏の三大祭である「合併記念事業第38回 土佐山田まつり」も昨年を上回る8,000人の人手があり、盛況に終えることができま した。香美市の祭りにつきましては、それぞれの実行委員会で総括を行い今後に生かし たいと考えております。

次に、香美市キャラクターについてであります。旧香北町出身のやなせたかし先生にご無理を申し上げ、香美市キャラクター13体のデザインとネーミングを作成していただきました。7月21日のアンパンマンミュージアム10周年記念セレモニーで披露し、さらに土佐山田まつりの納涼祭会場においても横断幕を掲げ市民に紹介をいたしました。新聞でも紹介されましたように、香美市特産品や自然、観光地をイメージキャラクターとしましたが、「物部アユちゃん」や「土佐打ち刃物タンちゃん」など、大変厳しい現実と向き合っているものもございます。しかし、だからこそ元気で楽しい夢のある香美市にしたいとの思いが込められております。今後、観光パンフレットやチラシ、看板、シールや名刺、封筒、着ぐるみなどに使用し、香美市を広くピーアールとしていきたいと考えております。キャラクターを大事に育て、活用するために議員の皆様にもお力をお借りしたいとお願いをいたします。

次に、農政課からであります。

農業関係につきましては、7月5の突風によりやっこねぎ、ニラ等の倒伏による農作物被害や、ビニールハウスの倒壊により施設被害がありました。土佐山田町で350ア

ール、14棟、香北町で94アール、14棟のハウス倒壊がありました。早期復旧のためにもレンタルハウス整備事業の災害枠を適用し支援に努めております。

工事関係につきましては、工事関係は災害繰越事業において8月竣工予定を含め、すべて完了となります。また、本年の6月15日の梅雨前線、豪雨による災害で香北地区で5件、土佐山田地区4件の査定を9月4日に受ける予定であります。

林政課からは、災害関係につきましては、物部町の西熊と別府を結ぶ林道災害、これは繰越工事でありますが、12カ所につきましては、西熊側の3カ所が完成し、現在は白髪峠を越えた別府側の2カ所を施工中であります。残りの7カ所につきましては、中部森林管理署と調整を行いながら順次発注していく予定であります。4月11日の雨で被災した物部町の林道河口落合線の②カ所につきましては、査定を終了いたしました。また、6月15日の雨で林道災害は物部町3件、香北町1件の計4件で概算復旧事業費は1,620万円となっております。

次に、5月6日の雨による香北町白川の山地災害につきましては、仮設防護柵の設置を完了し、本工事につきましては公共の治山事業申請を行い、来年度施工予定であります。

建設都計課でありますが、市営住宅建設関係についてであります。黒土2号団地Dブロック建設に向けて、現在の住宅取り壊しを行うための家屋事前調査が終わり、取り壊し工事を発注いたしました。順調にいけば10月議会で建設工事の契約について審議いただく予定であります。

土木災害関係でありますが、7月11日の雨で被災した道路2件、河川2件の第1次 査定を受けました。4月10日、5月6日、6月14日の雨で被災した道路4件、河川 4件は9月に第2次査定を受ける予定であります。補助基本額が第1次が5,312万 2,000円となっております。

都市計画関係でありますが、秦山公園子どもの広場は相変わらずのにぎわいでありますが、梅雨開けの以降の猛暑によって利用者が減っております。平日は100人程度、休日は300人程度となっております。累計の数字では7月中旬に10万人を突破をいたしました。

次に、地籍調査課からであります。

地籍調査事業につきましては、昨年度調査地域の佐竹の一部2計画区、五百蔵の一部、 有瀬の一部、大栃・仙頭の各一部の3計画区の原図の作成、一筆ごとの面積算出、地籍 図の原図の作成業務につきまして第一コンサルタントと松本測量にそれぞれ委託をいた しました。そして、佐竹の一部、有瀬の一部の2計画区の地籍簿、地籍図案の作成業務 につきましては、香美森林組合に委託いたしました。本年度調査地区の佐竹の一部の1 計画区、五百蔵の一部、古井、西峯の一部、大栃、山崎、仙頭の各一部の3計画区の図 根三角点測量、図根多角点測量、一筆地測量作業につきまして、それぞれ委託をいたし ております。そして、古井、西峯の一部の1計画、大栃、山崎、仙頭の各一部の1計画 の一筆地籍作業につきましては、それぞれ香美森林組合、物部森林組合に委託をいたしました。なお、佐竹の一部、五百蔵の一部の2計画区の一筆地調査作業につきましては、 直営で職員が作業いたしております。また、予備調査といたしまして、清爪・日比原の 各一部の1計画区の一筆地調査測量作業につきましては、香美森林組合に委託をいたしました。

地籍調査事業推進委員会につきましては、7月7日に地籍調査事業推進員さん13名の出席をいただきまして、香美市基幹集落センターで地籍調査事業推進委員会を行いました。この会において、地籍調査事業についての説明及び現場での住民との相談等についてのお願いを依頼いたしました。住民説明会につきましては、7月13日と14日に地籍調査事業の住民説明会を開催しました。プラザ八王子に約50名、香美市基幹集落センターに100名、物部支所に約20名、合計170名の出席がありました。

健康づくり推進課からであります。

乳幼児健診事業につきまして、香美市の母子保健行政全般にご尽力いただいておりました、利根洋一先生が7月2日に急逝されました。先生におかれましては、乳幼児健診や集団予防接種を初め、母子保健関係の計画策定など、合併前の3町村時代から、長い間大変お世話になり、多大なご尽力をいただいてまいりました。この場をお借りいたしまして、改めまして先生のご功績をたたえ、感謝を申し上げますとともに、心からご冥福をお祈りを申し上げます。なお、今後の香美市の乳幼児検診事業につきましては、香美郡医師会や県小児科医会、土佐長岡郡医師会など関係機関のご理解、ご協力をいただき、土佐長岡郡医師会所属の4人の小児科医がローテーションで健診へ入ってくださることになりました。また、予防接種につきましては、BCGは個別摂取のみに切りかえてさせていただくこととし、ポリオはこれまでのとおり、香美市内の医師によるローテーションで実施することといたしております。

香美市健康センター関係について。香美市健康センターのプール施設安全管理につきましては、日々自主点検が実施されており、排水溝はすべてボルトで締められており、安全性は十分確保されております。また、各種アトラクションの給水口につきましては、すべてねじ式のふたが装着されており、安全性に問題はないものと考えております。しかしながら、8月9日の中央東福祉事務所の検査のときに、各種アトラクションの吸水口につきましては、「念のため内部に十字の金具を取りつける」よう指示をいただきました。水を抜いて作業を行う必要があるため、9月4日からの機械点検による休館時に取りつけることとし、了解を得ております。その他、「監視員1名を配置すること」、「施設入口へ日々の自主点検結果について表示する」よう指示があり、直ちに実施することといたしました。

福祉事務所からであります。

障害者自立支援法に基づく審査会につきましては、香南市と共同設置した自立支援法 審査会は、8月3日、第1回審査会を開催し、障害程度区分判定を開始しました。9月 末までに5回開催し、2市で約100名の区分判定を行う予定となっております。

障害者計画・障害福祉計画策定作業につきましては、アンケート調査、インタビュー 調査を8月中に実施し、障害施策ニーズを分析、整理いたします。

高知新聞社主催の金婚式につきましては、9月1日の金婚夫婦祝福式典、南国会場に 本市からは28組の夫婦が出席する予定であります。

敬老会につきましては、敬老会補助事業に92自治体から申請があり、61会場で敬 老会が開催され、75歳以上の高齢者1,826名が出席する見込みであります。

生活保護世帯数につきましては、8月1日現在、被保護世帯300、被保護人口37 0名となっております。

香北支所事務管理課からでありますが、香美市香北町交通安全総点検につきましては 8月8日に交通安全総点検を小・中学校、また教職員、交通安全母の会、交通安全指導 員、交通安全協会、県土木事務所、その他関係者から約60名の参加により実施をいた しました。今年は、小・中学校の交通安全確保をテーマとして安全な通学路という観点 から、国道を初めとする点検箇所の実施調査を実施機関及び関係機関で行い、ハード面 から交通環境の改善を目指しました。

香北支所業務管理課からは、道路愛護作業、アジサイの剪定作業について 7月9日に 行いました。

川上様夏祭りにつきましても平成18年7月27日に恒例の「川上様夏祭り」を実行委員会で主催し、開催をいたしました。参加者数は約6,000人ということで、多くの催し物が実施されました。

物部支所事務管理課からでは、地域担当職員制度につきまして、旧物部村で行われておりました地域担当職員制度につきましては、香美市におきましても物部地区を対象として、合併に対する不安解消策の一環として、一環することも含め実施することとなりました。物部支所管内勤務の職員数を考慮して、1班を3人編成とし、また支所にローテーションで駐在しております保健師さん等の協力も得て、9月から月1回のペースで担当地区を訪問する予定であります。日常業務のスムーズな運営と住民が安全で安心して住める地域づくりを推進するため、地域の実情を把握するとともに、主に独居・高齢者世帯を中心として訪問し、地域住民のコミュニケーションを図ることを目的といたしております。

次に、学校教育課からであります。

先般大変悲劇が起こり、プールの安全性が問われておりますが、学校プールの安全確保につきましては、調査の結果、「ふたが固定されていない」「吸い込み防止器具が設置されてない」の2点とも不備であった学校は、繁藤小と舟入小でありました。それぞれの設置年は昭和40年と昭和47年であります。繁藤小につきましては、ろ過装置への循環の引き込みは、横のパイプの小さな穴からで排水溝からは出ておりません。しかし、県の指示に従い8月9日から11日まで3日間プールを閉鎖し、12日に改修工事を行

い、14日より開放をいたしております。舟入小につきましては、昨年までふたは固定されておりましたが、昨年の工事で重量のあるふたに変更しておりました。8月10日から14日まで3日間閉鎖し、吸い込み防止器具の仮設処置を行い、15日から開放、20日に改修工事は完了いたしました。大宮小は昭和49年建設であります。ふたは固定をされておりますが、吸い込み防止器具が未設置だったため、8月10日から11日まで2日間閉鎖し、12日に改修を行い、14日より開放いたしました。保護者には文書や放送で状況報告をいたしましたが、この猛暑の中子どもたちにご不便をかけ、大変申しわけなく思っております。今後、十分気をつけていきます。なお、8月3日の県の指示で調査をいたしましたが、教育委員会の不手際で不十分な報告となり、再度報告をし直したので、新聞報道でご心配をかけ申しわけありませんでした。佐岡小と大栃小の安全は確保されております。

次に、県立高等学校再編計画についてであります。県立高等学校再編における第2次 実施計画案が4月に(高知県)高校教育改革課から示されました。この中で適正な規模 と配置の考えのもと、県立大栃高等学校からは平成20年度に募集を停止し、県立山田 高等学校に統合されます。平成19年度入学生が卒業されるまでは大栃高等学校は存続 する案であります。旧物部村としましてはいろいろ検討し、県教育委員会と交渉してま いりましたが、香美市としてどう対応するかということとなりました。6月15日中央 公民館で大栃中、香北中、鏡野中の保護者を中心に、地域の方々や関係機関が集まり、 県教委との話し合いを行いました。7月18日、県の大﨑教育長の大栃高校視察に教育 長、課長が同行し、生徒や教職員との懇談会を開き、7月21日には私、教育長、課長 と大栃高校後援会長、大栃高校同窓会長、大栃中、香北中及び鏡野中学校長、大栃高校 校長等が集まり、大栃高校についての今後について協議をいたしました。8月1日、私 と教育長、課長が県教委へ出向き、県教育長の大栃高校存続について再度お願いし、万 一計画どおりになったとき、山田高校の受け入れ態勢について話し合いを行いました。 18日には大栃中、香北中、鏡野中の保護者代表と大栃中校長が県教委に出向き、同じ 要望や質問を行いました。県教委としましては、こうした香美市の考えを踏まえて、最 終案を決定し、9月に発表することとなっております。

次に、生涯学習課からは、生涯学習推進大会でありますが、第1回の香美市生涯学習大会を7月8日にプラザ八王子で開催をいたしました。本年度はまちづくりをテーマに 舟入小学校や香北中学校、奥物部を楽しむ会が日ごろの活動を発表したほか、高知県生 涯学習まちづくり研究会の明神宏和さんが「合併とまちづくり」と題して講演をされま した。

アンパンマンミュージアムについてでありますが、アンパンマンミュージアムは平成8年のオープン以来10周年を迎え、7月21日には記念式典を行い、式典を保育園児らが韮生太鼓の演奏や紙風船を飛ばす等を行い祝いました。また、7月21日は中央公民館で、7月22日には保健福祉センター香北で「ドリーミングコンサート」や「アン

パンマン・ソングのど自慢大会」など関連企画が催され、多くの人でにぎわいました。 6月17日には開館から入場者が200万人に達成いたしました。

次に、香北B&G海洋センターのプール排水口についてであります。香北B&G海洋センターのプールの排水口は、2つのプールともふたはねじでしっかり固定されています。排水口内部の吸い込み防止器具につきましては、現段階では確認されておりませんが、流水プールでないため、常時吸い込みは行っていません。安全性には問題がないため、8月31日の供用期間内は運営し、その後来年度に向けて調査・研究・改修を行う予定であります。

中央公民館からはパソコン教室についてであります。本年度のパソコン教室は、ワードやエクセル等のコースで研修を計画をいたしております。

また、市民大学講座につきましては、香美市合併記念事業として実施する本年度の市民大学講座は9月25日から10月12日までのうち5日間開催をいたします。講師には、プロスキーヤーの三浦雄一郎さんや、直木賞作家の山本一力さん、また元高槻市長の江村利雄さんなど多彩な顔が並び、市民の学びの場として中央公民館ほか保健福祉センター香北でも1講座実施をいたします。

消防本部からであります。

消防署からでありますが、夏季訓練の実施につきましては7月23日、香美市土佐山田消防団及び香美市消防職員、約130名が参加して河川敷の清掃作業後、楠目小学校において献血の実施及び住宅用火災警報器などについて研修を行いました。7月30日香美市香北消防団及び香美市消防職員約110名が参加して、香北青少年の家周辺において山林火災を想定し、ポンプ中継訓練などを行っております。

研修・指導会につきましては、5月23日~6月2日まで東京におきまして消防長が「新任消防長・学校長科」の研修を受けております。6月19日から7月21日までは救急救命九州研修所におきまして救急救命士が「薬剤投与追加講習」を受講し、その後7月24日から29日まで病院実習を終了し、香美市消防署初の薬剤投与の実施できる救急救命士が誕生いたしました。7月26日から松山市におきまして第35回消防救助技術指導会が開催をされております。

次に、提出議案に対する提案理由の説明を申し上げます。

先ほどありました報告第8号は一般会計、第9号は公共下水道事業特別会計の繰越明 許費繰越計算書であります。報告第10号と第11号は住宅新築資金等貸付事業に係る 訴えの提起についての専決処分の報告であります。

次に、報告第12号から第18号につきましては、住宅使用料の請求に係る訴えの提起並びに建物明け渡し等の請求に係る訴えの提起についての専決処分の報告であります。

次に、承認第25号は、県広域食肉センター事務組合規約の一部変更する規約について専決処分事項の承認を求めるものであります。

次に、議案第57号、平成18年度香美市一般会計補正予算「第2号」につきまして

は、次のとおりであります。一般会計補正予算「第2号」は8,713万9,000円を追加し、歳入歳出予算それぞれ148億2,521万1,000円といたしました。歳入歳出の主なものとしましては、歳入では国庫支出金が3,158万5,000円、繰越金が1億9,109万5,000円の増となりました。このため、財政調整基金を2億4,636万円減額しました。歳出では、土木費が2,107万6,000円、災害復旧費が3,936万9,000円の増となっております。

次に、議案第58号から議案第61号までは簡易水道事業などの特別会計補正予算であります。

次に、議案第62号は、香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。医療保険制度改革に係る法案制定により、保険給付の出産育児一時金を現行の30万円から35万円に引き上げ、70歳以上の療養給付を受ける一定所得以上の者の自己負担割合を2割から3割に変更するものであります。

次に、議案第63号から第65号までは、ピースフルセレネなど3施設を株式会社香 北ふるさと公社に指定管理者として指定するものであります。

次に、議案第66号は、大宮小学校校舎等改築(建築主体・機械設備)工事の請負契約の締結についてであります。

以上で諸般の報告と今議会に提出しました議案につきましての提案理由の説明を終わります。議員各位におかれましてはご審議の上、適切なるご判断を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。ありがとうございました。

〇議長(西村芳成君) 暫時10分間休憩いたします。

(午前10時42分 休憩)

(午前10時54分 再開)

〇議長(西村芳成君) 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

これから、報告第8号、報告第9号とあわせて報告第10号から報告第18号の専決処分事項について質問を受けたいと思います。質問はありませんか。

12番、笹岡 優君。

○12番(笹岡 優君) 一つは(報告)第8号の関係ですが、まず市宇の山地の災害防止事業ということで、これすべて一財なんですが、災害防止の関係は、これぐらいおくれてくるということは、現地の関係でも大変な問題があると思いますが、どうしてこういう形になったのかと。そして、一財であれば、これはですね、これ繰越明許のやり方をやらずに、平成18年にもう1回組み直すということもあると思いますが、それと同じ内容がですね、土木費で大栃地区の排水施設の関係があります。起債も起こしてないから、国や県からの補助金でもない形がこういう形はどうかなという、財政処理上の問題はあると思いますけどどうでしょうか。

それからですね、これを見ましたら、林業費の中の下から3つはですね、基本的にこ

れ全部すべて単独事業ということでの認識でいいわけですね。西又河野線、谷相線、美 良布・岩改線も単独事業と、そして下側の辺地の関係で、辺地対策事業で中谷線からず っとその下も全部、計多線も含めて、次のページの道路橋梁費のですね、本田上5号線 まですべて単独事業という判断でええわけですね。その点でお願いします。

- 〇議長(西村芳成君) 財政課長、前田哲雄君。
- **○財政課長(前田哲雄君)** ご質問にお答えします。

まず、一財、すべての明許ですけれども、一財もっての、これは事業課サイドの方で 今年度事業として計画を進めていきゆう中でのことですので、全体事業がこれなのか、 ちょっとわかりかねますけれども、こういう形でですね、いくことについては何ら問題 はないというふうに考えております。それからまた、林道事業なんかも、これは起債事 業ですけれども、これ過疎か何かを充てるんじゃないろうかと思いますが、これも別に 今年度事業の認定で繰り越していくと。それからまた過疎なんかにつきましては、起債 の枠をですね、今年17年度分として持っておかないと、それを返上したりすると、は やもう18年度から、ほいじゃ要らんねとかというような形で減されるとかいうような こともございますので、そういう絡みもあってこういう形になっているというふうに認 識しております。

以上です。

- 〇議長(西村芳成君) 林政課長、小松清貴君。
- 〇林政課長(小松清貴君) 笹岡議員の市宇山地災害防止事業についてお答えします。 市宇山地災害防止事業につきましては、山地災害の県単事業分と旧物部村の村単事業 分をあわせて1,014万5,000円の一括工事でございまして、一括発注しておりま す。それで、繰越分はですね、旧物部村の村単分が合併しましたので、負担分のみ繰り 越しとなっております。一括工事分です。
- 〇議長(西村芳成君) 12番、笹岡 優君。
- ○12番(笹岡 優君) 次の、(報告)第9号自身が下水道の関係なんですが、起債が80万円という金額ですので、なぜこんな小額が残ってしまったのかなという、何かその辺の説明をお願いしたいのと。あと(報告)第10号から第11号で、(報告)第10号、第11号等の住宅新築資金の内容ですが、特にこれ同じ姓なんですが、一つはですね、どういう関係なのか、親族関係なのかということと含めてですね、それからその辺の(報告)第10号と第11号の関連をお願いしたいのと、それから同時に両方300万円ずつ借りてるわけですが、物件は別々なのかと、物件が、いうこともお願いします。

それから、先ほどの低レベル放射能施設問題で、市長の報告の中でありましたが、2 月24日にですね、説明会をしたというか、業者も来て話をしたということなんですが、 それは繁藤地区振興協議会のメンバーだけにしたのか、繁藤地域全員を呼んでやったの か、その辺はつかんでるんでしょうか。その辺はどうでしょうか。 〇議長(西村芳成君) 笹岡議員、この質問は(報告)第8号と第9号、(報告)第1 0号から第18号の質問を受けておりますので、諸般の報告ではありませんので、理解 していただきたいと思います。

それでは答弁をお願いします。下水道課長、久保和昭君。

〇下水道課長(久保和昭君) はい。笹岡議員のご質問にお答えをします。

起債額が80万円と小額であるということでございますが、もともとの事業費、浦戸湾東部流域下水道事業総額が979万1,000円でして、ちょっと起債額は記憶に、今のところ資料を持っていませんが、総額900万円何がしの起債額は、現在のところ8578,000円を繰り越すもので前借りという形で、この8578,000円が187年度に一定完了すれば本借りということで807万円を足した額で借り入れとなります。小額でありますが、9007万円何がしの一部ということにご理解していただきたいと思います。

- 〇議長(西村芳成君) 住宅新築資金担当参事、奥宮政水君。
- **○住宅新築資金担当参事(奥宮政水君)** 私の方から先ほどのご質問の件を含めまして、少し概略を述べさせていただきたいと思います。

今回、高知地方裁判所にこの訴えを起こした全部で3名の方なんですけれども、本人 と連帯保証人です。親子と子の奥さんとなっております。改修資金を貸し付けておりま して、物件は別々の物件でございます。この2件につきましては、平成14年の6月4 日支払いから支払いがございませんでしたので、その後、再三にわたる催告を行いまし たが進展がありませんでしたので、昨年10月31日を期限といたしまして、期限の利 益喪失の通知を行っております。期限が来ましたので高知簡易裁判所の方へ支払い督促 の申し立てを行いまして、この3氏から異議の申し立てが提出されましたので、今年5 月26日、高知地方裁判所での訴訟に移行しております。6月15日に両件につきまし て判決が出まして、7月6日に判決が確定しております。それより先、6月、この判決 後なんですけれども、この中のお1人の方から一応提案がございまして、元金利息、合 計約150万円弱なんですけれども、10回に分けて支払いたいと、今年の7月から、 申し入れがございましたので、受け入れております。来年の5月で完了の予定でござい ます。7月末までに1回分の入金を確認しております。それから、遅延損害金につきま しては、元利を完済したときに検討する旨を伝えておりますが、この裁判費用分につき ましては1件7万5.000円、2件で15万円なんですが、この遅延損害金としてもう いただく話ができております。

以上でございます。

- 〇議長(西村芳成君) 11番、片岡守春君。
- **〇11番(片岡守春君)** これ、3名をここへ名前が出てるんですけどね、これは年齢的に言って、これ何歳ほどな人か。それから健康状態というか、実際元気で働ける人かどうか。

- 〇議長(西村芳成君) 住宅新築資金担当参事、奥宮政水君。
- **〇住宅新築資金担当参事(奥宮政水君)** 報告第10号につきましては、本人とお母 さんでございます。借受人の方と、それからもう1人はお母さんでございます。

それから年齢、しばしお待ちください。借受人の方が57歳、お母さんが82歳でございます。本人はいたって健康だと聞いております。

それから、報告第11号の方はお母さんと最初の報告第10号の方の奥さんでございます。連帯保証人が第10号の方の奥さんでございます。年齢は連帯保証人の方、56歳と聞いております。

以上でございます。

- 〇議長(西村芳成君) 33番、宮地盾騎君。
- ○33番(宮地盾騎君) (報告)8-1の繰越明許の中で2~3お尋ねしたいですが、まず1点目が市宇の山地災害の防止事業1,000万円、これが全額一般財源になっておるわけですけれども、財源を求めることができないものなのか、いわゆる補助対象、あるいは起債対象にならない、一般財源ででも単独でやらないかん内容のものかどうか。それから、7款の土木費の道路橋梁の一番上の大栃地区の排水施設工事1,040万円の中の800万円、これも全部単独でやらないかん緊急な内容のものなのか。

それから、次めくっていただきまして、(報告8-2)災害復旧事業費の中の農地・農業施設、これについても県の財源がありながら、一般財源を989万円も出さないかんと、持ち出さないかんと、この災害はどんなようなものなのか、そしてその中に85万6,000円の地元負担金だろうと思いますが、収入見込みしてるが、この地元負担の徴収の割合、率というか、そういうものはどういうようになっているか。

それから、次(報告 8-2)の林業施設災害復旧事業、これも県の裏づけがあり、起債も 180 万円起こしているけれども、なおかつ 904 万8,000円の一般財源を持ち出さないかんと。そもそもその災害復旧とかそういうものについては、今回過疎債の状況とかいろんな財源が求められる内容であろうと思いますが、金がないと、予算が厳しいという中で、これほど一般財源をつぎ込まないかんような事業を採択せないかんかどうか。その辺をお尋ねします。

- 〇議長(西村芳成君) 農政課長、宮地和彦君。
- 〇農政課長(宮地和彦) ちょっとお答えの順番があれかもしれませんが、(報告8-2) 農地・農業施設災害復旧債の繰り越しに対して、県費、一財のおのおのの区分でございますが、17年度の県の割当額がこの1,200万円の金額でございます。一財の989万7,000円、これにつきましては、18年過年度債の額においてですね、調整をいたします。農地債につきましては、約8割までが補助金でいただけます。それから、施設災害につきましては、約86%が補助債の対応になります。地元負担金の85万6,000円でございますが、10%以内の額でございます。
- ○議長(西村芳成君) 林政課長、小松清貴君。

〇林政課長(小松清貴君) 宮地議員のご質問にお答えします。

先ほども申し上げましたように、市宇山地災害防止事業につきまして、補助対象分につきまして、補助対象事業費500万円については県単事業で実施しております。残りの分が単独事業ということでございます。

それから、災害復旧費の農林水産業施設災害復旧費につきましては、国の補助率等につきましては、基本補助率65%を中心に計算しております。林業施設災害事業につきましては、ここに書いております受益者負担金というのはございません。あとは概略、農業施設災害と同様でございます。

- 〇議長(西村芳成君) 物部支所長兼参事、萩野泰三君。
- ○物部支所長兼参事(萩野泰三君) お答えします。

(報告8-1) 土木費の大栃地区の排水施設の改修工事の委託業務でございますが、 これにつきましては、大栃地区の側溝等のですね排水を改修するものでございまして、 新年度予算にも改修工事は計上してございます。その手前の調査測量費でございますが、 これは補助対象になっておりませんので、旧の物部村において予算計上して採択になっ たものでございます。

以上です。

- 〇議長(西村芳成君) 33番、宮地盾騎君。
- ○33番(宮地盾騎君) ちょっと聞き漏らしかあったかもしれないですので、もう一回すいませんが、(報告8-1)農林水産業費の中の市宇の山地災害防止事業、内容がちょっとはっきりわからんわけですけど、これについては保全の意味からも地元負担というような形もありゃしないかと思うんですが、地元負担は対象にならないのかどうかと。
- 〇議長(西村芳成君) 林政課長、小松清貴君。
- ○林政課長(小松清貴君) (報告8-1)市宇山地災害の防止事業、これ山地災害 については起債の対象になりません。地元負担はございません。
- ○議長(西村芳成君) ない、ない。 4番、大岸眞弓君。
- 〇 4 番 (大岸眞弓君) 4 番。

報告第10号、第11号について、残金を見てみますと、貸付額に比べて順調に支払 われて、途中までは支払われてきたものと思われますが、その、これだけ残して遅延に 至った理由と、それと遅延損害金の積算根拠をお願いします。

それと、報告第12号から第18号までですが、これどこの住宅かということと、1 カ月の家賃の額がわかりましたらお願いします。それと、その未払いに至った理由、それでれにお願いします。

- **〇議長(西村芳成君**) 住宅新築資金担当参事、奥宮政水君。
- **〇住宅新築資金担当参事(奥宮政水君)** 平成14年を最後に入金が滞ったという、

細かい理由までは少し聞いておりません。確認はしておりません。それと、もう1点が...。

- 〇議長(西村芳成君) 延滞金のが。
- **○住宅新築資金担当参事(奥宮政水君)** 延滞金につきましては、年10.95%で計算しております。
- ○議長(西村芳成君) まだ、まだ。報告第12号からのが。 財政課長、前田哲雄君。
- **〇財政課長(前田哲雄君)** ご質問にお答えします。

まず、報告第12号でありますけれど、第12号の方の月額の使用料は1万5,000 円でした。滞納に至った要因といいますか、原因とかいうことについては、呼び出しを しても応じてくれない状況ですので、全般に言えることなんですけれども、提訴しちゅ う方々というのは、行ってもなかなか取り合うてくれないとか、それから会えないとい うような状況ですので、滞納に至った原因というのは、うちの方でははかりかねており ます。

それからですね、第13号の方ですけれども、順次、全部要ります?すいません、第12号につきましては、これは片地です。第13号については黒土でありまして、使用料は月額2,200円です。それから、第14号の方につきましては、使用料が月額2,780円、これも黒土です。それから、第15号につきましては、使用料が9,800円、これも黒土であります。それから、第16号も黒土でありまして、使用料は月額2,200円。それから、第17号は使用料が5,000円、これも黒土(後に中央1号団地と訂正あり)であります。それから、第18号につきましては、使用料が5,000円、これも黒土(後に中央1号団地と訂正あり)ということでございます。

以上です。

- 〇議長(西村芳成君) 33番、宮地盾騎君。
- ○33番(宮地盾騎君) 先ほど、(報告)8-1の関係ですけど、財政課長にお尋ねしたいと思いますが、この一般財源の特財のない一般財源の予算についての査定はどのようにされて…。
- **〇議長(西村芳成君)** ちょっと聞こえにくいのでマイクの方へ。
- ○33番(宮地盾騎君) 一般財源だけで事業を起こす場合のその予算要求に対する 査定の仕方ですけれども、どういう基準でその必要緊急度を求めておるか。
- 〇議長(西村芳成君) 財政課長、前田哲雄君。
- **〇財政課長(前田哲雄君)** はい。ご質問にお答えします。

まず、市宇にしろ、それから大栃地区の排水施設にしろ、これは補助事業等絡んでのことでございます。市宇に関しましては、先ほど林政課長もご説明しておりましたように、県の補助金プラス単独で直さないかん分というものが一緒になってますので、これはその一財の分がそのまんま繰り越しになっておりますけれども、これは査定上、予算

査定する上でもですね県単事業に継ぎ足さんといかん事業がある場合については、それは認めているということでございますし、また大栃地区の排水施設の改修工事につきましては、18年度事業で本工事は補助対でやるようなんですけれども、その以前の設計についてはですね、単独でせんといかんという、そういう、そうしないと補助の対象にならんということでございますので、これも必要やむを得ない、このように理解しております。

以上です。

- 〇議長(西村芳成君) 11番、片岡守春君。
- 〇11番(片岡守春君) 片岡です。

今、課長さんはよね、この(報告)第18号と第17号について黒土団地じゃいう答 弁したけど、それは事実と違うやろう。中央じゃないの?

- 〇議長(西村芳成君) 財政課長、前田哲雄君。
- ○財政課長(前田哲雄君) いや、失礼しました。ご指摘のとおりであります。中央 1号団地、お2人とも中央1号団地です。すいません。訂正いたします。
- 〇議長(西村芳成君) 11番、片岡守春君。
- **〇11番(片岡守春君)** この案件、報告の第12号から第18号までのよね、この 入居の状態、現在やはり未払いのままよね、その同じ部屋で入居しているのか、その現 状はどうなっているのか。
- 〇議長(西村芳成君) 財政課長、前田哲雄君。
- **〇財政課長(前田哲雄君)** 片岡議員さんのご質問にお答えします。

まず、一番最初の方ですけれども、この(報告第12号)○○さんでありますが、この方は、現在退去しております。おりません。片地の団地にはおりません。退去しておりますけれども、この方についてはですね、簡易裁判所の方へこう書いちゅうように、使用料のみの支払いのですね提訴をしております。それ以外の方は全部立ち退きと使用料の両方ですけれども、この方についてはもう退去をしてますので、おりません。

それから、続きまして次の(報告第13号)○○さんですけれども、○○さんにつきましては、親族の方が住んでおられます。ご本人は亡くなっております。被告は奥さんと一緒に、奥さんとその子どもさん3人に対して提訴をしております。こういう状況です。

それから、(報告第14号)○○さんは現在も住み続けていると。

それから、(報告第15号)〇〇さんも現在も住み続けているということですね。

それから、(報告第16号) ○○さんにつきましては、この方は亡くなりまして、県外に娘さんがおられますけれども、その娘さんに、お2人の娘さんに対して提訴していると、支払いを求めて提訴していると。それと、この方については、荷物をですね置いたままになってますので、その荷物の引き取りを求めている状況でございます。

それから、(報告第17号)○○さんは現在も住んでおります。

(報告第18号) \bigcirc ○さんも現在も住まわれゆうと。 以上です。

- 〇議長(西村芳成君) 11番、片岡守春君。
- ○11番(片岡守春君) この第17号ですけど、今日冒頭に金額の訂正があったんじゃけど、これ50万円にも満たないけど提訴しているというか、こういう基準をよね、どの範囲まで下げてくるのか、今後。何か基準、50万円以上みたいな気がする、ほかの人は皆そういう、それ以上ですけど、この人だけ少ないのに裁判所に出すということは、それは整合性があるのかどうか。
- 〇議長(西村芳成君) 財政課長、前田哲雄君。
- **〇財政課長(前田哲雄君)** ご質問にお答えします。

まず、今回提訴に至った経緯ですけれども、議会の方からも特別委員会の方からもご 指摘をいただいて、去年の11月から提訴する、払っていただくプログラムをつくった わけです。そして、議会でもご説明してきたと思いますけれども、12月中にですね呼 び出しをかけて、そのときに呼び出しをかける条件というのが50万円以上の滞納額の 方を対象にかけました。その時点で、この○○さんも50万円以上の滞納があったと、 こういうことでございます。そして、その後、呼び出しにも応じない。それから、中に はですね誠実な方は呼び出しをして、それからその中で払うという分納誓約をされた方 もおられます。提訴した方というのは、取り合っていただけなかった方々です。それで、 また12月の議会で予算要求をしましてですね、今度は弁護士に依頼してですよね、し ますよという形で、それで弁護士の方にお願いをして、2月ですか、合併の最中の2月 に弁護士の方から1カ月以内に支払いをしなさいと、あなたは滞納をしているので支払 いをしなさいという弁護士名で通知をしました。それにも取り合わなかった方です。そ こで、弁護士から、もし、その一応通知をしてますので、この文章に全然反応していた だけない場合には告訴しますよという形で文書も添えてあります。その中で、1名の方 については弁護士から通知が行ってから急遽、それまでは全然取り合ってくれなかった 方ですけれども、払っていただいたという事例もございます。この方については、そう いう弁護士から文書も行った後にですね、半分、30何万円ですか、お支払いいただい たという事実はありますけれども、その時点で誓約書も書いてもいただいておりません し、それでそのまんまですね提訴に、提訴する準備できてますので、順次準備どおりの 提訴をさせていただいたと、こういうことでございます。50万円以下ですけれども、 提訴になっている、こういうことです。

以上です。

- ○議長(西村芳成君) ほかに質疑はありませんか。12番、笹岡 優君。
- O12番(笹岡 優君) 報告第8号の件なんですが、繰越明許というのは、基本的には予算の単年度主義からいったら、本来は余り好ましくない状態であることは当然と

思うんですけど、こういうことがですね旧の土佐山田町もかなりこういうのが常態化してきたという経過があるわけでして、これが余り多くなれば、翌年度に持ち越すべき財源が大きくなってきますわね。ですから、それがあれば次の予算にすごく大きな影響を与えていくことになるし、今年はですね、これ見たら黒字決算で、持ち越す財源があるからあれやけど、そうでない場合は、これは次の翌年度、翌年度、全部影響してくる可能性が出てくると思うわけですので、こういう、やっぱり予算執行上の事業のあり方を含めてよく検討すべきじゃないかなと思うわけですが、どうでしょうか。

- 〇議長(西村芳成君) 財政課長、前田哲雄君。
- **〇財政課長(前田哲雄君)** ご質問にお答えします。

まず、予算の関係でございますけれども、予算は議員さんのおっしゃるとおり単年度主義でございまして、予算どりは十分できていると。明許になっているということはどういうことかといいましたら、やっぱりその当該年度で歳入歳出の予算どりはしっかりとできてるんですけれども、いろんな事情でですね、工事がたまたまできなかったと、済まなかったということと理解しております。で、できるだけその、もちろん単年度主義ですので4月1日から3月31日までに工事を済ますべく担当課も鋭意努力されているとは思うんですけれども、何だかのやむを得ない事情があって、こういう状況に立ち至ったと、こういうふうにご理解いただきたいというふうに考えています。

以上です。

- 〇議長(西村芳成君) ほかに質疑はありませんか。
- ○議長(西村芳成君) 質疑なしと認めます。以上で報告に対する質問を終わります。 お諮りします。先ほど議会運営委員会委員長から報告がありましたが、本臨時会に提 案された承認第25号から議案第66号までの案件は、会議規則第37条第2項の規定 により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

O議長(西村芳成君) 異議なしと認めます。よって、本臨時会に提案されました承認第25号から議案第65号までの案件は、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これから、日程第4、承認第25号、専決処分事項の承認を求めることについて、高知県広域食肉センター事務組合規約の一部を変更する規約についてを議題といたします。 執行部から提案理由の補足説明を求めます。農政課長、宮地和彦君。

〇農政課長(宮地和彦君) 承認第25号、専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成18年8月21日提出。香美市長、門脇槇夫。

専決処分事項、高知県広域食肉センター事務組合規約の一部を変更する規約について。

専決処分書

高知県広域食肉センター事務組合規約の一部変更について、地方自治法(昭和22年 法律第67号)第179条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

平成18年7月18日専決。香美市長、門脇槇夫。

高知県広域食肉センター事務組合規約の一部を変更する規約

別表(1)高知中央の項中「赤岡町、香我美町、土佐山田町、野市町、夜須町、香北町、吉川村、物部村」を「香南市、香美市」に改め、同表高幡の項中「、窪川町」を削り、「大正町、十和村」を「四万十町」に改める。

別表(2)高知中央の項中「赤岡町、香我美町、土佐山田町、野市町、夜須町、香北町、吉川村、物部村」を「香南市、香美市」に改め、同表高幡の項中「、窪川町」を削り、「大正町、十和村」を「四万十町」に改める。

附則、この規約は高知県知事の許可のあった日から施行する。

以上です。

○議長(西村芳成君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

〇議長(西村芳成君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

〇議長(西村芳成君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第25号を採決をいたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者举手)

○議長(西村芳成君) ありがとうございます。全員賛成であります。よって、承認第25号は、原案のとおり承認されました。

次に、日程第5、議案第57号、平成18年度香美市一般会計補正予算「第2号」を 議題といたします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。財政課長、前田哲雄君。

○財政課長(前田哲雄君) 平成18年度一般会計補正予算「第2号」を説明いたします。

議案第57号、平成18年度香美市一般会計補正予算「第2号」

平成18年度香美市の一般会計補正予算(第2号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,713万9,000円を追加し、 歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ148億2,521万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳

出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成18年8月21日提出。香美市長、門脇槇夫。

提案理由、公共土木施設災害復旧費の追加等により変更が生じたため、補正予算を調製したので地方自治法第218条第1項の規定により提案する。

歳入歳出予算補正、それから歳入歳出予算補正事項別明細書及び款項目節の内訳、57-3ページから57-6ページ、それから1ページ飛ばしまして、57-8ページから57-32ページまでは、57-33ページの「提案説明書」を朗読いたしまして説明にかえさせていただきます。

平成18年度香美市一般会計補正予算(第2号)提案説明書

今回の補正予算の規模は、歳入歳出予算の総額に8,713万9,000円を追加し、 歳入歳出予算それぞれ148億2,521万1,000円としました。

概要は、歳入では公共土木施設災害復旧費負担金の追加、財政調整基金繰入金の減額、前年度繰越金の追加及び市債で臨時財政対策債の追加等が主なもので、歳出では交通輸送対策費の追加、障害者福祉費の追加、簡易水道事業特別会計への繰出金の追加、電源立地地域対策交付金事業の組みかえ及び追加、道路新設改良費の追加、がけ崩れ住家防災対策費の追加及び公共土木施設災害復旧費の追加等が主なものとなっております。

続きまして、57-7ページを見ていただけますでしょうか。「第2表 地方債補正」 につきまして説明いたします。

臨時財政対策債につきましては、合併による算定替えにより、当初予算計上額より許可限度額が4,990万円増の4億9,350万円となりました。減税補てん債は許可限度額が620万円増の2,200万円となりました。林道整備事業債は、過疎対策事業分の増額に伴い、1,070万円増の2億3,120万円となりました。道路新設改良事業債は、辺地事業分の増額に伴い、480万円増の1億8,860万円となりました。義務教育施設整備事業債は、起債充当事業費の増に伴いまして、1,530万円増加し、1億1,720万円となりました。農林業施設災害復旧事業債は、60万円の増で、7,880万円となっております。それから、公共土木施設災害復旧事業債は、1,400万円の増で、8,740万円となりました。総計では、1億150万円の増で、起債限度額は13億3,570万円となっております。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じであります。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いします。

○議長(西村芳成君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

20番、久保信彥君。

○20番(久保信彥君) 11ページですがね、この場所、これは4分の1であろう

かと思います。この場所は(香北町)永野ではないんですか、これ、どこです?

- ○議長(西村芳成君) 建設都計課長、中井 潤君。
- ○議長(西村芳成君) ほかに質疑はありませんか。33番、宮地盾騎君。
- ○33番(宮地盾騎君) 57-7ページ、「第2表 地方債補正」の関係で、ここにも償還の方法の中に「資金融通機関の条件によって繰上償還もできる」と、「借りかえもできる」というふうにうたわれておるわけですが、過日の新聞によりますと、17年度から繰上償還が認められたということで、一部の自治体で、その自治体の名称は忘れましたけれども、「繰上償還と借りかえをやった」というように記事が載っておりました。それで、香美市として将来借りかえ、または繰上償還、こういうことについての検証はどういうふうになっているか、どういうふうに考えられるかお尋ねしたいと思います。

そして、現在、各起債の残高のある中で、利率の高いものにはどのようなものが残っておるのか。そしてまた、市の保管する資金といいますか、そういうものが減税補てん債等を含め預託されているものが、金利はどの程度の金利になっているか、その辺についてはまた収入役の方にお尋ねします。

- 〇議長(西村芳成君) 財政課長、前田哲雄君。
- **○財政課長(前田哲雄君)** 宮地議員さんのご質問にお答えします。

借りかえについては、過日新聞に載っておりました。自分も新聞を読みましたけんど、 どこの市町村で返したのかを僕も忘れておりますけれども、借りかえについてもそので きる制度であるならば、うちとしてどのように対応ができるのかという検討はせんとい かんというふうに考えておりますけれども、現時点ではですね、そこまで至っていない と、検討するところへ至っていないというのが現状でございます。

それから、利率の高いものについてはどのようなものがあるかということでございますけれども、手元に資料がございませんので、過去にどのような、(利率が) 7%、8%の時代もあったというふうには記憶しておりますけれども、具体的にですね答弁できるような状況にありませんので、ご理解いただきたいと思います。

- 〇議長(西村芳成君) 収入役、明石 猛君。
- **〇収入役(明石 猛君)** ちょっと私の方も現在資料を持っておりませんので、利率 等についてはお答えできないわけでございますが、後日、調べてご報告をするというこ とで構いませんか。
- 〇議長(西村芳成君) ほかに質疑はありませんか。
- O33番(宮地盾騎君) 現在の預金金利は?預金金利。資料いらんろう、そればあなら。

〇収入役(明石 猛君) 預金金利?

○33番(宮地盾騎君) 預けちゅうお金の金利。

〇収入役(明石 猛君) 現在…。

○議長(西村芳成君) 質問と答弁は許可を得てからお願いいたします。

○33番(宮地盾騎君) 質問しちゅうのが抜かっちゅうきに、してきちゅうがやお? ほなもう1回。

〇議長(西村芳成君) 33番、宮地盾騎君。

○33番(宮地盾騎君) まず、その繰上償還の関係ですけれども、これは積極的な取り組みをしていただきたいと思います。

もう一つは、今後、その国が自治体の財政状況を見る資料として、開発公社その他のものも含めた、いわゆる起債に相当する残高によって、その債権団体の度合いも見ていくというようなことが記事になっておったわけですので。そういうことからすれば、ぜひとも金利の高いものは早く繰上償還でもして、または借りかえをして、身を軽めるという配慮が必要です。そのことによって、恐らく金利で人件費の1人ぐらい以上のその逆ざやが出るんじゃないかと。それは努力のしがいが十分認められると、こういうように思うわけです。手元に資料がないということですけれども、やはり借りてる残高の中で、何%の利率のものがどの程度あるという大まかなところは常にそれは把握しておく。特に予算を含めた議案として審査される場合には、そういう資料は必要である。預金金利も、確かにその幅はあるでしょうけれども、最高でも0.0何ぼとかいうことで、ほとんど利息じゃいうもんではない。その脇で借入金は何%という、この逆ざやを一定その試算もして、資金運用というものを十分に考慮すべきじゃないか。その点について。

- 〇議長(西村芳成君) 財政課長、前田哲雄君。
- **○財政課長(前田哲雄君)** はい。宮地議員さんのご指摘につきましては、今後そういう姿勢で議会にも臨むべく、勉強をしていきたいと思います。ちょっと努力不足で申しわけないと思います。

以上です。

〇議長(西村芳成君) ほかに。

12番、笹岡 優君。

○12番(笹岡 優君) 一つは、(議案57-)20ページの企画費の中の、「地域づくり振興助成事業(補助金)」の、今回これどこが採択されたんかな、どういう事業なのかというのがお願いしたいのとですね、21ページの民生費の関係で、障害者福祉費の関係が、今回自立支援給付という関係等も含めて、この全体的な事業計画の中身をお願いしたいなと、お願いします。

それから、23ページから、それから関連して24ページ、25ページ等で電源立地 地域対策交付金の事業の関係で増減があるわけですし、27ページもその内容がありま すが、この交付金事業はですね、いろんな形に網羅しても構わんということの一つの枠 はなくなったのかどうか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

それから、先ほどの起債の(議案 5 7 -) 7 ページの関係で言えば、さきの一般質問でもやったことがあるんですが、許認可権の起債の認可の枠はですね、地方自治体の裁量ということで、できるという形になってきましたが、その辺の研究はやってきたんかなという、そこはどうでしょうか。財政状況のええところはですね、各自治体の裁量権で起債の民間の金融機関等のお金の運用も含めてできるようなシステムになってきたわけですが、その辺はどうなのかなというのが、重ねてお願いします。

- 〇議長(西村芳成君) 企画課長、濵田賢二君。
- **〇企画課長(濵田賢二君)** 笹岡議員のご質問にお答えをいたします。

まず、地域づくり振興助成事業ですけれども、これまでに5件が採択をされておりま す。一つは「NPO四国環境資源研究会」が実施します「里山再生と新エネルギー事業」 でございます。これは交付決定額が50万円、総事業費が78万5,000円となってお ります。それから、「コスモシアター香美」が実施をします「劇団風の子九州」による舞 台劇でございまして、これは総事業費50万2,000円に対して、助成が25万3,5 00円ということになっております。3つ目が、「繁藤地区振興協議会」が行います「美 しいまちづくりに役立つ活動事業」ということで、総事業費57万4,000円で、助成 希望額50万円になっておりましたけれども、具体的な事業、これは炭をつくる部分と、 それと花木を植えるといいますか、植栽についてのみ認めまして、19万6,000円の 交付決定になっております。4つ目には、「神母ノ木風鈴横丁実行委員会」が実施をいた します「町並み彩り研究会神母ノ木、風の彩り計画書作成を目指して」という事業に対 しましては、46万8,000円の総事業費に対しまして、41万8,000円の交付決 定がされております。5つ目としましては、「塩の道香美市保存会」が実施をいたします 「塩の道環境整備事業」に対しまして、これは県の事業、高知県元気の出る市町村総合 補助金と一体的に対応するということになりまして、総事業費が108万5,648円の 総事業費に対しまして、地域づくり振興助成事業からは48万9,000円の交付決定と なり、県の高知県元気の出る市町村総合補助金からは48万8,000円で、合計97万 7,000円の交付が決定をされる予定をしております。

次に、電源立地地域対策交付金ですけれども、ご指摘のように23、24、25、26、4ページにわたって、それぞれ事業費が動いてございます。本年度は、この事業につきましては、(土佐山田町)神通寺地区のゲート改良と、それから新改地区のゲート改良、これに発電機整備12台を使用としております。また、香北町の、先ほどのは旧の山田町の分です。香北町の事業分といたしましては、市道の美良布線改修工事を予定をしております。物部村の事業分につきましては、林道影仙頭線舗装工事と、市道根木屋線舗装工事、それから市道程野線舗装工事を予定をしております。今回、補正をお願いしておりますのは、240万円、合計で減をしておりまして、なお、プラスで411万5,000円としておりますけれども、この差額171万5,000円につきましては、

これまでもそれぞれの年度で補正のときにご説明してきましたけれども、入札残が出るということを見込みまして、7本の事業のうち、林道影仙頭線と、それと市道美良布線、それと2つのゲート改良工事については、事業費を大きくしまして、交付される額の満額を受け込むことを想定をして事業費を膨らましたものでございます。

以上です。

- 〇議長(西村芳成君) 福祉事務所長、法光院晶一君。
- **〇福祉事務所長(法光院晶一君)** 笹岡議員の質問にお答えします。

21ページの障害者福祉の中で、とりわけ金額が大きい593万円計上しております地域生活支援事業について先にご説明いたします。

障害者自立支援法の第77条におきまして、必須事業が掲げられておりまして、市町村の必須事業ということで、これらのものを中心に挙げております。事業の計画の内容ということですので、少し細かくなりますけれども、コミュニケーション支援事業、いわゆる手話通訳ですとか、要約機なんですけれども、こうしたものへ3万円、それから移動支援事業に50万円、それから相談支援事業に40万円、そして、これ大変大きいなんですけども、地域活動支援センター、これを500万円という形で計上をいたしております。

次に、扶助費ですけれども、この96万円の内訳でありますけれども、サービス利用計画作成費、市長の行政報告でもありましたように、香南(市)と一緒に今、程度区分を9月までに100件やる予定ですけれども、香美市としましては、その半分の50件の利用計画を立てたいということで、1万円単価ということで50万円、これに計上しております。あとは、高額障害サービス費でありますとか、療養介護費、給付費、これが計上されております。

以上です。

- 〇議長(西村芳成君) 財政課長、前田哲雄君。
- **○財政課長(前田哲雄君)** 笹岡議員さんのご質問にお答えします。

地方債補正に関連してのご質問でございますけれども、起債の借り入れにつきましては、今年度から制度が変わりつつあります。まだ完全に変わっているわけではございませんけれども、今までの議会でも答弁してきましたように、18年度はこの5月に起債計画を出しまして、7月に見直しが認められて、今回、ここにお出ししている地方債補正がですね最終版でございます。今まではそれぞれの起債に応じて9月で決まったり、それから年度、12月ごろに決まったりすることが多かったんですけれども、今はもうこの7月の末にはですね起債の許可が決まると、こういうような制度の改正があっております。ということは、逆に言えば、先ほどもちらっと出ておりましたけれども、明許費がですね少なくて済むと。つまり起債の許可がおくれるから工事になかなかよう着手せんとかいう、財政の脆弱な自治体はそういう傾向があったんですけれども、早目に起債をパンと決めてくれるもんですから、我々自治体も今後の仕事がやりやすくなったと、

こういうことはあろうかと思います。

それからまた、政府系資金が、貸付額が少なくなって、民間資金を借りる機会が今後 ふえてくるとは思いますけれども、そのことについてはですね、まだ明確なあれがまだ 出ておりません。今年初めて制度が変わってきゆう途中ですので、はっきりしたことは まだわかってないと。それと、いろいろ制度の今変わり目なもんですから、なかなか議 員さんがおっしゃられたように、民間資金を勝手に借りるとかいうことには決してなり ません。やっぱり今までどおり許可を、許可制ではないんですけれども、一応ですね計 画を立てて、こういう計画で借りますということを報告をして、その計画に基づいて借 りると。てんで安うに自分ところのお金、借りるお金だからいうて借りまくるとかいう、 そういうことがないような仕組みにはなっておりますので、そこは起債も自由にはなり つつあるとはいっても、なかなか制約もそれなりにあるということです。18%の起債、 公債比率を超しますと、今後は一応、今は自主的に協議にかけてるんですけれども、そ れが一応こういうことで起債を借りたいけんどとかいうような形で、県等に相談をかけ ると、こういうような理屈になると思います。今までは、基本的には記載というのは県 に相談をかけてオーケーをもらって借りてたと。それが今は内容的にはほとんど一緒な んですけれども、一応ですね自主的にこういうことで借りるんですけどとかいうことで、 一応内容を示して、その分についてはいいでしょうとかいうような一応許可をもらいゆ うと、こういうような理屈で今動いているところでございます。

以上です。

- ○議長(西村芳成君) ほかに質疑はありませんか。4番、大岸眞弓君。
- ○4番(大岸眞弓君) 先ほどの(議案57-)21ページの障害者自立支援法の関連で、ちょっとだけお尋ねしたいですが、この(地域生活支援事業)593万円の委託先と、それから、先ほど地域生活支援事業の4つお伺いしたと思うんですが、必須は5つかと思うんですが、聞き漏らしたかもしれませんが、日常生活用具給付事業、これはどういう計画になってますでしょうか。それと、その必須ではないですが、これから、従来議会でも問題になってきております成年後見制度の利用支援事業、これなどは必須以外でも必要であれば取り入れていく計画、そういう意向があるのかどうか。

(サイレンのため中断)

- 〇議長(西村芳成君) 福祉事務所長、法光院晶一君。
- ○福祉事務所長(法光院晶一君) この事業の委託先は考えておるかというふうなお話でありましたけれども、市外からも「事業をやるので応援してほしい」というふうなお話もありますが、私としましては、市の中の施設の中でまず整備をするべきだと、(旧)3町村が一緒にやるわけですから、やはり遠くでは大変不便ですので、今までもしがらみもありますけれども、まずは市の中に整備をしたいというふうに考えております。

それから、必須事業で日常生活用具の問題がありましたけれども、現在もその制度は

ありますので、改めてここには予算を載せておりませんけれども、現在の予算でやって いきたいというふうに思っております。

- O議長(西村芳成君) ほかに質疑はありませんか。 4番、大岸眞弓君。
- **〇4番(大岸眞弓君)** それで、もう一つのその必須ではない成年後見制度の支援事業というのはどうでしょう。
- 〇議長(西村芳成君) 福祉事務所長、法光院晶一君。
- ○福祉事務所長(法光院晶一君)
 後見制度の問題につきましては、非常に大事な事業であるわけですけれども、これをしっかりやっていただけるところを定めなきゃいけないということがありますので、環境が整えればそういう話もいきますけれども、今のところその施設の方も非常に今度の障害者自立支援法についてはですね、大変苦慮しています。非常に経営的にもいろいろ検討してみなきゃいけない状況にありますので、そういうところが一つ落ちついたところでですね話し合いをしていきたいと思っております。
- ○議長(西村芳成君) ほかに質疑はありませんか。 11番、片岡守春君。
- **〇11番(片岡守春君)** まだずっとやるがかよ。やるが?
- 〇議長(西村芳成君) 質問でしょう。
- 〇11番(片岡守春君) 質問するで。

(議案第57号) 22ページの13節 (接種情報システム予防接種法改正対応作業)、 この中身はどんなことかお願いします。

それから、23ページの19節(死亡牛緊急処理円滑化施設運営事業負担金)、これ死亡牛緊急の関係ですが、これはBSEの関係かと理解するんですけど、この実績はどんなんかお願いします。

それから、25ページの15節の工事請負業費の中で、市道中組南国線ということで、480万円ほど計画しちゅうけど、これはどの道をやるのか。それから、その22節の、これは舗装の関係かとも思いますけんども、同じく(市道)中組南国線ですけど、この場所をお願いします。

- 〇議長(西村芳成君) 健康づくり推進課長、岡本篤志君。
- O健康づくり推進課長(岡本篤志君) 片岡議員さんのご質問にお答えいたします。 私の方は、(議案57号)22ページの予防費の13節委託料の接種情報システム予防 接種法改正対応作業の中身についてお答えいたします。

予防接種に関する台帳管理及び集計案内打ち出し等予防接種事業についての一括管理 システムでございまして、本年6月の法改正に伴いシステム変更を行うものでございま す。よろしくお願いいたします。

〇議長(西村芳成君) 農政課長、宮地和彦君。

- ○農政課長(宮地和彦君) 23ページの死亡牛27万2,000円の負担金でございますが、実績とお聞きをされましたが、実績については香美市管内で約500頭ぐらいの乳牛がおりますが、その死亡の率は(全体の)何%かの率の死亡頭数やと思います。あくまで、これは県の34市町村の関連の均等割分と、それから対象頭数割についてこの27万2,000円が決定されちゅう関係で、その中身は今ちょっとここに持ち合わせておりませんが、基本的には全頭検査ですので、死んだ牛に対しては一時保管地の部分の管理費用と、それからそれを検査する費用、その部分についての均等割でございます。
- 〇議長(西村芳成君) 建設都計課長、中井 潤君。
- **○建設都計課長(中井 潤君)** 25ページの(市道)中組南国線についてお答えを申し上げます。

場所は、(土佐山田町) 中組の警察の官舎がございまして、そこから西の方を向いて行っている南国市に飛び出た、有光北鍵山という字だと思いますが、そこの中を通っている道路を拡幅改良する分でございます。それに関します補償金の100万円でございますが、これ電柱1本の移転補償の費用でございます。

以上です。

- O議長(西村芳成君) ほかに質疑はありませんか。 20番、久保信彥君。
- **〇20番(久保信彦君)** 25ページの工事請負費の中で、市道永野長岡線、21万 2,000円、これどこです?わりあい少ないとは思いますが、どういう工事です?
- 〇議長(西村芳成君) 建設都計課長、中井 潤君。
- **〇建設都計課長(中井 潤君)** 25ページの工事請負費(市道永野長岡線)に関しましてお答えを申し上げます。

これ、起債事業でございまして、単独事業として30%の経費で当初予算で計上して おりましたけども、これを正規の経営比率で計算をしまして、そのアップ分を見込んだ 金額でございます。

以上です。

- ○議長(西村芳成君) ほかに質疑はありませんか。11番、片岡守春君。
- **〇11番(片岡守春君)** もう1点お願いします。26ページの15節、これがけ崩れの関係だと思うんですけど、これは場所は何カ所か…。

「さっき言うた。」という声あり

- 〇11番(片岡守春君) 言うた?答弁あったかね?違うろう。
- ○議長(西村芳成君) さっき答えた。さっき…。
- 〇11番(片岡守春君) あった?
- **〇議長(西村芳成君)** (香北町)永野とそれと。 ほかにありませんか。

○議長(西村芳成君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長(西村芳成君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第57号を採決をいたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者举手)

○議長(西村芳成君) ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案 第57号は、原案のとおり可決されました。

昼食のため1時15分まで休憩いたします。

(午後12時08分 休憩)

(午後 1時16分 再開)

〇議長(西村芳成君) 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、日程第6、議案第58号、平成18年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算 「第1号」を議題といたします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。水道課長、佐々木寿幸君。

〇水道課長(佐々木寿幸君) 議案第58号、平成18年度香美市簡易水道事業特別 会計補正予算「第1号」

平成18年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ960万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4億121万4,000円とする。
- 第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳 入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成18年8月21日提出。香美市長、門脇槇夫。

提案理由、事業費等に変更の必要が生じたため、補正予算を調製したので地方自治法 …。

(岩越議員着席せず)

- 〇議長(西村芳成君) 岩越議員、着席してください。
- ○水道課長(佐々木寿幸君) 地方自治法第218条第1項の規定により提案する。 以下につきまして、58-9の提案説明書に補足説明を加え、提案理由の説明にかえ させていただきます。

平成18年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算「第1号」提案説明書

今回の歳入歳出補正予算規模は、歳入歳出をそれぞれ960万円を追加し、歳入歳出

予算の総額を、それぞれ4億121万4,000円としました。

「歳入」

2款 繰入金を960万円追加しました。

「歳出」

- 1款 事業費を960万円追加しました。以下、概略について説明します。
- 1項簡易水道費、取水堰修繕のため、300万円追加、取水地清掃及び管理のため1
- 50万円追加、量水器一斉取りかえ時の止水栓修繕のため400万円追加しました。

まず、取水堰修繕でございますが、香北町梅久保、清爪、猪野々、北岩改、根須の5カ所の取水堰につきまして、現取水管は露出管でございまして、豪雨による土砂流出により、管渠の閉塞がたびたび発生しております。取水堰をかさ上げし、ふとんかご等を設置し、浸透水を取水することによって抜本的な対策を講じたいと考えております。

次に、浄水池3カ所でございますが、こちらも香北町地区の足谷、清爪、猪野々の3カ所でございます。こちらにつきまして、取水地への土砂流入が特に著しいこの3カ所を修繕及び管理をしたいということで追加しております。

次に、量水器の設置でございますが、計量法に基づく量水器の取りかえ時に止水栓の 新設及びその周辺の漏水の修理、そのための費用でございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

- ○議長(西村芳成君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。
 - 12番、笹岡 優君。
- ○12番(笹岡 優君) 今回取水が、土砂の流入というか、によって修繕とか清掃をしなければなりませんが、旧の土佐山田町についてはわかりますが、香北(町)、物部(町)でこの取水施設はどれぐらいあるんでしょうか。それを香北(町)、物部(町)でちょっとお願いしたいと思います。
- 〇議長(西村芳成君) 水道課長、佐々木寿幸君。
- 〇水道課長(佐々木寿幸君) 簡水及び飲料水供給施設あわせまして、約50カ所ご ざいます。両方足しまして、簡易水道及び飲料水供給施設、土佐山田も含めまして約5 0カ所になります。

以上です。

- 〇議長(西村芳成君) ほかに質疑はありませんか。
 3番、山﨑龍太郎君。
- ○3番(山崎龍太郎君) (議案第58号)8ページの最後にありますが、工事請負費、特環公共下水道に伴う配水管布設替工事ですが、新たに地域がふえたとか、そういうやつじゃないわけですか。そこら辺説明をお願いします。
- 〇議長(西村芳成君) 水道課長、佐々木寿幸君。
- 〇水道課長(佐々木寿幸君) はい。こちらにつきましては、特定環境保全公共下水

道、香北町地区でやっております管渠布設工事の延長増によります水道管配水管の布設 替工事の増でございます。

以上です。

- ○議長(西村芳成君) ほかに質疑はありませんか。
- ○議長(西村芳成君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから討論を行います。討論はありませんか。
- ○議長(西村芳成君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第58号を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(西村芳成君) ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案 第58号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第59号、平成18年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算「第1号」を議題といたします。

まず執行部から提案理由の補足説明を求めます。下水道課長、久保和昭君。

〇下水道課長(久保和昭君) 議案第59号、平成18年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算「第1号」

平成18年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ331万5,000円減額 し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億6,767万1,000円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳 出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成18年8月21日提出。香美市長、門脇槇夫。

提案理由、地方自治法第218条第1項の規定により、平成18年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)を調製したので地方自治法第211条第2項に規定する予算に関する説明書とあわせて提出する。

3ページ、4ページ、「第1表 歳入歳出予算補正」、5ページ、「第2表 地方債補正」及び6ページから10ページの歳入歳出補正予算事項別明細につきまして、11ページの平成18年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)提案説明書の朗読により説明にかえさせていただきます。

すいません、字句の訂正をお願いします。下から2行目の末尾の方ですが、「延長減額」 になっておりますが、「額」を消して「延長減による」というふうに「額」を削除をお願 いします。

平成18年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)提案説明書 今回の歳入歳出補正予算の規模は、331万5,000円減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ5億6,767万1,000円としました。

補正の概要は次のとおりです。

(歳入)

- 3款「国庫補助金」、補助事業費の増により208万5,000円の増額となりました。
- 8款「市債」、過疎対策事業債要望のため、下水道事業債を6,450万円減額し、過疎対策事業債として5,910万円を計上しました。

(歳出)

1款「下水道費」、下水道施設費で、331万5,000円の減額となりました。雨水整備事業の委託費の減額と、雨水整備事業の起債単独区間延長減による単独事業の減額が主なものです。

以上、よろしくお願いします。

- O議長(西村芳成君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。
 - 12番、笹岡 優君。
- **〇12番(笹岡 優君)** 過疎対策事業債が認められたわけですが、どういう経過等 含めて、今回のですねこの話し合いを含めて、それから過疎債の率といいますか、(率) はどれぐらいになるのかわかればお願いします。
- 〇議長(西村芳成君) 下水道課長、久保和昭君。
- **〇下水道課長(久保和昭君)** 笹岡議員のご質問にお答えします。

過疎債は3月1日の合併によりまして、香美市全域に網をかぶることになり、過疎地域自立促進計画によりまして、前議会でお認めいただいております。その中で、今下水道事業も過疎債の対象となっており、下水道債とあわせまして約半分半分の市債発行となっております。下水道事業に対します過疎債は、95%充当となっております。

以上、よろしくお願いします。

- 〇12番(笹岡 優君) 利率は?
- 〇下水道課長(久保和昭君) えっ?
- 〇12番(笹岡 優君) 利率。わかります?
- 〇議長(西村芳成君) 12番、笹岡 優君。
- **〇12番(笹岡 優君)** これまで公共下水道の事業債と過疎債との利率の違いというか、等はわかったら。
- **〇財政課長(前田哲雄君)** 充当率?借入金の?充当率やったらわからん。
- O議長(西村芳成君) 財政課長わかるかのう。過疎債との利率の違いよ。 財政課長、前田哲雄君。

- **○財政課長(前田哲雄君)** 貸付利率でありましたら、まだ借りておりませんので、 利率はあれですけれども、充当率ということでしょうか?
- ○12番(笹岡 優君) 物部等も借りてきちゅうやいか、わからん?
- **○財政課長(前田哲雄君)** 今まで借りてきちゅう利率ですか?
- **〇12番(笹岡 優君)** その違い、公共事業債使う。
- 〇財政課長(前田哲雄君) それ…。
- 〇議長(西村芳成君) 財政課長、前田哲雄君。
- ○財政課長(前田哲雄君) 年度によってその時々の金利ですので、去年まででしたら1.何%とかでしたけんど、今はちょっと2%近くなってますね。それから、公共…借りる相手先によりますので、政府系資金であればですね、金利が0.何(%)ぼか安いです。ほんで極力その政府系資金を自治体としてはお借りしたいというような感じではおります。過疎債らあであれば、政府系資金が優先的に当たると。例えば簡保が当たるとか、そういうようなことで金利は若干違ってきます。

以上です。

- ○議長(西村芳成君) ほかに質疑はありませんか。12番、笹岡 優君。
- **〇12番(笹岡 優君)** そしたら、過疎債というこの内容そのものはですね、結局 政府系資金として借れるという形になるわけですか。どういう形になる?これは私たち も初めてこの過疎債というものを使ってますので、どういう形になるんかなという、そ の辺が。
- 〇議長(西村芳成君) 財政課長、前田哲雄君。
- ○財政課長(前田哲雄君) 必ず当たるということもないですけんど、当たる確率が高いと。ほんで政府系資金は一定の枠がありますから、その枠の中で優先的に過疎とか辺地とかいうような事業についてはですね当ててくれることが多いと。全部当たるとかいうことは、うちでは言い切りはできませんけど、あくまでもそういうことです。それプラス、そら利率はそういう利率ですわね。と同時にこういう起債は、過疎とか辺地とか、合併特例債とかいうのは、また別の意味で金利が安いと言えば安いと言えるかもしれません。それはどういうことかというたら、交付税措置がついちゅうぶんだけ、元利償還金戻すやつを交付税で見てくれますので、そういう意味では安く借りれるといえば安く借りれる、そういう意味合いもあろうかとは思いますけれども。

以上です。

- 〇議長(西村芳成君) ほかに。
- O議長(西村芳成君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから討論を行います。討論はありませんか。
- ○議長(西村芳成君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから、議案第59号を採決をいたします。本案を原案のとおり可決することに賛

成の方の挙手を求めます。

(賛成者举手)

○議長(西村芳成君) はい。全員賛成であります。よって、議案第59号は、原案 のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第60号、平成18年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算「第1号」を議題といたします。

まず執行部から提案理由の補足説明を求めます。下水道課長、久保和昭君。

〇下水道課長(久保和昭君) 議案第60号、平成18年度香美市特定環境保全公共 下水道事業特別会計補正予算「第1号」

平成18年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)は次に 定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ331万5,000円増額し、 歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億5,122万3,000円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳 出予算金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成18年8月21日提出。香美市長、門脇槇夫。

提案理由、地方自治法第218条第1項の規定により、平成18年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)を調製したので地方自治法第211条第2項に規定する予算に関する説明書とあわせて提出する。

3ページ、4ページ、「第1表 歳入歳出予算補正」、5ページ、「第2表 地方債補正」 及び6ページから10ページまでの歳入歳出補正予算事項別明細書につきましては、1 1ページの平成18年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号) 提案説明書の朗読により説明にかえさせていただきます。

11ページをお願いします。

平成18年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)提案説明書

今回の歳入歳出補正予算の規模は、3 3 1 万 5,0 0 0 円増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ 2 億 5,1 2 2 万 3,0 0 0 円としました。

補正の概要は次のとおりです。

(歳入)

- 3款「国庫補助金」、補助事業の減により208万5,000円の減額となりました。
- 8款「市債」、下水道事業債 2 8 0 万円の増額、過疎対策事業債 2 6 0 万円の増額となりました。

(歳出)

1款「下水道費」、下水道施設費で、331万5,000円の増額となりました。管渠詳細設計及び処理場実施設計委託費の減額と起債単独区間延長増による汚水管渠築造工事の増額が主なものです。

以上、よろしくお願いします。

O議長(西村芳成君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑は ありませんか。

3番、山﨑龍太郎君。

- ○3番(山崎龍太郎君) 先ほどの公共下水道の国庫補助金の増と今回の特環の補助金減が208万5,000円と同じ金額ですし、331万5,000円の出の部分も同じ金額ですが、こういうふうに片一方が増額になっている場合は、片一方は減って、片一方が、下水道の公共下水道と特定環境下水道というがは性質的には違うというふうには聞いておりましたが、そういうふうな意味合いでとっていいんですかね。国から出るお金は、片一方が減っちょったら片一方がふえてるということですかね。全然国からは出てきてないということになるわけですが、そこら辺について伺います。
- 〇議長(西村芳成君) 下水道課長、久保和昭君。
- **〇下水道課長(久保和昭君)** 山﨑議員さんのご質問にお答えします。

国庫補助金と市債が公共下水道特別会計と特定環境保全公共下水道関係が同じであるということでございますが、もとをただせばですね、今回の補正の主な原因は、委託費におきまして入札率といいますか、落札率が非常に落ちまして、50%台の委託費もあったと思いますが、その費用をですね工事費へ回して認可いただいておる計画区域の早い完了をするということで、先ほども申し上げましたとおり国庫補助金は特定環境保全工事も(公共)下水道も同じ国庫補助金です。それと市債につきましても下水道債と過疎債につきましては同じですので、2会計間において調整を図ったということでございます。

- ○議長(西村芳成君) ほかに質疑はありませんか。
- O議長(西村芳成君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから討論を行います。討論はありませんか。
- ○議長(西村芳成君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから、議案第60号を採決をいたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者举手)

〇議長(西村芳成君) はい。全員賛成であります。よって、議案第60号は、原案 のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第61号、平成18年度香美市国民健康保険特別会計補正予算 (事業勘定)「第1号」を議題といたします。 まず執行部から提案理由の補足説明を求めます。保険課長、岡本明弘君。

○保険課長(岡本明弘君) 議案第61号、平成18年度香美市国民健康保険特別会計補正予算「第1号」

平成18年度香美市国民健康保険特別会計補正予算「第1号」

平成18年度香美市国民健康保険特別会計補正予算「第1号」は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億6,286万3,000円を追加 し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億9,870万1,000円と定め る。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳 入歳出予算金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成18年8月21日提出。香美市長、門脇槇夫。

提案理由、医療制度改革関連法の改正などのため、補正予算を調製したので地方自治 法第218条第1項の規定により提案する。

「第1表 歳入歳出予算補正」の3ページから12ページまでは、13ページの平成 18年度香美市国民健康保険特別会計補正予算「第1号」提案説明書を朗読して説明に かえます。

平成18年度香美市国民健康保険特別会計補正予算「第1号」提案説明書

歳入歳出補正予算規模は、3億6,286万3,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ41億9,870万1,000円としました。

今回の補正は、医療制度改革関連法の改正による保険財政共同安定化事業の創設による予算化などと、繰越金確定による基金積立金の増です。

歳入歳出の款ごとの概要は以下のとおりです。

(歳入)

- 6款 共同事業交付金は、1億9,735万4,000円を追加しました。
- 9款 繰越金は、1億6,550万9,000円を追加しました。

(歳出)

2款 保険給付費は、療養諸費を5,050万9,000円と高額療養費を3,000万円それぞれ増額し、合計で8,050万9,000円を追加しました。

5款 共同事業拠出金は、1億9,735万4,000円を追加しました。

7款 基金積立金は、8,500万円を追加しました。

以上です。

O議長(西村芳成君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑は ありませんか。

12番、笹岡 優君。

- ○12番(笹岡 優君) 最初に、保険の財政共同安定化事業の創設というこの中身についてですね、国保連合会との関係を含めたどういうシステムになるのか。またその内容についてちょっと説明をお願いしたいと思います。
- 〇議長(西村芳成君) 保険課長、岡本明弘君。
- 〇保険課長(岡本明弘君) はい。笹岡議員のご質問にお答えします。

この保険財政共同安定化事業は、新たに新設されたものでして、簡単に説明をさせていただきますと、都道府県内の市町村国保間の保険料の平準化、財政の安定化を図るもので、市町村が拠出金を出して、県が調整交付金を交付して、それらを原資としてレセプト1件当たりの金額が30万円を超える医療費が該当になりまして、30万円を超える医療費が多い市町村には多く、少ない市町村には少なく交付金が交付されるという事業です。まとめ役は国保連合会がまとめ役となります。

以上です。

- ○議長(西村芳成君) ほかに質疑はありませんか。12番、笹岡 優君。
- ○12番(笹岡 優君) ということになればですね、各市町村から全部拠出、県の調整基金でプールしておったお金で30万円以上超すところが多いところは、そのまあ言うたらためてるお金をいただけるということで、一定国保の安定化を求めていくという形の、ある意味では互助的な制度という理解でいいんでしょうか。ただ、あれですわ、それ自身がですね必要なのかもしれませんが、医療等を含めてですね国保会計の健全化を努めてきている自治体との関係は、その辺は市町村間の話はなかったでしょうか。結局お金の要るところに対して余計な、まあ言うたら皆で支える、持っていけという形になってきた場合、市町村間のバランスというのがどうなのかなというのがちょっと、その辺の話はこの制度が出てきたときにですね、県等を含めた話し合いがあったかどうかだけ、どうでしょうか。
- 〇議長(西村芳成君) 保険課長、岡本明弘君。
- **〇保険課長(岡本明弘君)** この制度は、医療制度改革関連法の関係で、高知県だけではなくて全国一律ですので、この制度についての説明会とかいうことはありましたけれども、各市町村との調整とかということはまだ行ってはおりません。

それと、多く、30万円以上の医療費を出すところについては多く返ってくるわけで、 少ない市町村については少ないわけですけれども、その分を県の調整金で調整するとい うことになっております。

○議長(西村芳成君) ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

O議長(西村芳成君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長(西村芳成君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第61号を採決をいたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者举手)

○議長(西村芳成君) はい。全員賛成であります。よって、議案第61号は、原案 のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第62号、香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の 制定についてを議題といたします。

まず執行部から提案理由の補足説明を求めます。保険課長、岡本明弘君。

〇保険課長(岡本明弘君) 議案第62号、香美市国民健康保険条例の一部を改正す る条例の制定について

平成18年8月21日提出。香美市長、門脇槇夫。

香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例

香美市国民健康保険条例(平成18年条例第141号)の一部を次のように改正する。 第6条第1項中「30万円」を「35万円」に改める。

第7条の2第1項第1号中「次号から第4号までに」を「次号及び第3号に」に、第4号中「10分の2」を「10分の3」に改める。

附則

(施行期日)

1. この条例は平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

2. 改正後の第6条及び第7条の2の規定は、この条例の施行の日以後に行われる出産または医療に関する給付を受ける場合について適用し、同日前に行われた出産または医療に関する給付を受ける場合については、なお従前の例による。

提案理由、医療保険制度改革に係る法案制定により保険給付の出産育児一時金を現行の30万円から35万円に引き上げ、70歳以上の療養給付を受ける一定所得以上のものの自己負担割合を2割から3割に変更するもの。

2ページと3ページには資料として、改正する条例の新旧対照表を載せました。 以上です。

O議長(西村芳成君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑は ありませんか。

4番、大岸真弓君。

- ○4番(大岸眞弓君) 1点だけお尋ねしますが、香美市内でですねこの70歳以上の療養給付費、一定額以上の自己負担が2割から3割になる高齢者というのはどれぐらいの数該当者がいるものでしょうか。
- 〇議長(西村芳成君) 保険課長、岡本明弘君。

〇保険課長(岡本明弘君) 大岸議員のご質問にお答えします。

(平成) 17年度末現在で148名です。

- ○議長(西村芳成君) ほかに質疑はありませんか。
- ○議長(西村芳成君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから討論を行います。討論はありませんか。
- O議長(西村芳成君) 討論がありますので、まず初めに原案に反対の方の発言を許します。

12番、笹岡 優君。

- **〇12番(笹岡 優君)** すいません、議長の許可を得ましたので写真を撮らせていただきます。申しわけございません。カメラマンは杉村さんでございます。
 - 12番、笹岡 優です。私は日本共産党とくらしと福祉を守る会を代表し、議案第62号、香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について反対の立場で討論を行います。

今回の国民健康保険条例の一部改正は、自民・公明両党がさきの通常国会で強行した 医療法の後退の影響であり、患者の窓口負担割合が新たな負担増として押しつけられよ うとしているものです。そもそもこれまで患者の窓口負担は、医療制度の趣旨からも定 額が原則でした。なぜなら、その医療行為や医療点数は患者のみずから決めることがで きないものであり、病気を完治させるためには、その治療、処置、手術などそのすべて の医療内容が医療機関にゆだねられているからです。しかし、その定額からの原則が崩 され定率負担が強行されたために、診療抑制など病院にかかることをためらわざるを得 ない状況が生まれ、かえって重病化する問題が医療関係者からも指摘されてきました。 その本質的な問題に何ら手をつけようとせず、今回70歳以上の高齢者に現役並みの所 得者として2割から3割に負担を引き上げるものであり、2008年、平成20年4月 から一定、一般高齢の75歳まで1割から2割に引き上げる連続負担増の一環でありま す。特に、現役並み所得者という位置づけにも大きな問題があります。これまで夫婦世 帯で年収621万円、単身者では年収484万円以上でしたが、ところが、さきの税制改 定によって今年の8月からは夫婦世帯で年収520万円まで、そして単身者では年収3 80万円以上と大幅に引き下げられました。また、10月からの医療型療養所に長期入院 する70歳以上の人は、原則食費、調理費と居住費、光熱水費がすべて自己負担になり、 月額10万円近い負担が必要となります。2008年、平成20年4月からの75歳以 上の加入する新たな独立保険、後期高齢者医療制度がつくられ、子どもの扶養家族にな っている人も含めて、すべて平均月額6,200円の保険料を納めなければなりませんし、 介護保険料の徴収のやり方と同じ、年金額が月額1万5,00円以上の方から天引きす るむちゃくちゃな、高齢者、お年寄りいじめの内容が具体的に進んでいます。年金額が 1万5,000円以上の方に対して月額6,200円を徴収するという、天引きするとい う内容であるわけです。大変むちゃくちゃな内容です。70歳以上の方々は、さきの戦

争を体験し、多くの苦労を乗り越えて戦後の復興と日本経済の発展に寄与されてきました。その困難な人生から開放され、老後を安心して子どもや孫の健やかな成長と、地域活動などささやかな楽しみを励みに生き抜いているときに、この仕打ちは許されるものではありません。高齢者の負担をふやすことは、その子どもや孫などへのしわ寄せとなり、家族間の対立、高齢者の行き場さえ奪うものになりかねません。特に、今回の条例改正には、出産育児一時金を現行の30万円から35万円に引き上げるとして、少子化対策として評価できる面もあります。しかし、これは被保険者の死亡時に支給される埋葬料の最低10万円を一律5万円に大幅な削減し、それを財源としたものです。世代間対立をあおり、国民に痛みを押しつける自民・公明の小泉内閣のこそくな手法がここにもあらわれています。

以上、指摘したように長期の預金金利の低迷による影響や、この間の所得、住民税の 大幅増税の深刻な問題等を考慮したとき、国の悪い制度、市民犠牲のやり方を無批判に 市民に押しつけるのではなく、私たちは8日の日にも日本共産党と暮らしと福祉を守る 会として、市民生活に直接かかわる問題に対する緊急要望を門脇市長に提出しましたが、 市として激減緩和策を講じるよう強く要望し、反対討論とします。

- O議長(西村芳成君) 次に、原案に賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。
- ○議長(西村芳成君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第62号を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

〇議長(西村芳成君) 賛成多数であります。よって、議案第62号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第63号、香美市ピースフルセレネの指定管理者の指定についてを議題とします。

まず執行部から提案理由の補足説明を求めます。商工観光課長、高橋千恵君。

○商工観光課長(高橋千恵君) 議案第63号、香美市ピースフルセレネの指定管理 者の指定について

次のとおり香美市ピースフルセレネの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

- 1. 公の施設の名称 香美市ピースフルセレネ
- 2. 指定管理者となる団体の名称 株式会社香北ふるさと公社
- 3. 指定管理者となる団体の所在 香美市香北町美良布1211番地
- 4. 指定の期間 平成18年9月1日から平成21年3月31日まで

平成18年8月21日提出。香美市長、門脇槇夫。

提案理由、香美市ピースフルセレネの管理及び運営を効果的に行わせるため、指定管

理者を指定するものである。

2ページに資料としまして、香美市ピースフルセレネ指定管理者の概要を添付いたしました。よろしくお願いいたします。

○議長(西村芳成君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、笹岡 優君。

○12番(笹岡 優君) 2ページにあります内容で、代表取締役1名、専務取締役1名から順次こうありますが、この方々の名前がですね出していければお願いしたいですが、それから同時に、報酬額等はどうなっていくんかなということ。

それからですねもう一つは、独立採算等で経営になっていくのかどうか、その点はど うでしょうか。

- 〇議長(西村芳成君) 商工観光課長、高橋千恵君。
- **〇商工観光課長(高橋千恵君)** 笹岡議員のご質問にお答えいたします。

役員のお名前と報酬については少しお時間をください。(後に代表取締役等について 総務課長より説明あり。)

現在、独立採算制をとっておりますかというご質問なんですが、現在独立採算制をとっております。市の幾つかの施設を同じ団体に指定管理をするという観点から見ますと、問題点も出てくると考えられます。今後、より効率的に図るために地方自治法にのっとって、関係者と協議をし、最善の方法を検討したいと考えております。

以上です。

- ○議長(西村芳成君) ほかに質疑はありませんか。
- ○議長(西村芳成君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから討論を行います。討論はありませんか。
- ○議長(西村芳成君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから、議案第63号を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成 の方の挙手を求めます。

(賛成者举手)

○議長(西村芳成君) 全員賛成であります。よって、議案第63号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第64号、香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の指定管理者 の指定についてを議題といたします。

まず執行部から提案理由の補足説明を求めます。商工観光課長、高橋千恵君。

○商工観光課長(高橋千恵君) 議案第64号、香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の指定管理者の指定について

次のとおり香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

- 1. 公の施設の名称 香美市日ノ御子河川公園キャンプ場
- 2. 指定管理者となる団体の名称 株式会社香北ふるさと公社
- 3. 指定管理者となる団体の所在 香美市香北町美良布1211番地
- 4. 指定の期間 平成18年9月1日から平成21年3月31日まで

平成18年8月21日提出。香美市長、門脇槇夫。

提案理由、香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の管理及び運営を効果的に行わせるため、指定管理者を指定するものである。

2ページに資料としまして、香美市日ノ御子河川公園キャンプ場指定管理者の概要を 添付いたしました。よろしくお願いいたします。

O議長(西村芳成君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

11番、片岡守春君。

〇11番(片岡守春君) 片岡です。

今、さきの答弁で(株式会社香北ふるさと公社の)役員とかそういうものが発表できんというふうに。発表できんというのはまだ決まってないということなのか、どういう形で発表できないの。

- 〇議長(西村芳成君) 総務課長、鍵山仁志君。
- ○総務課長(鍵山仁志君) (株式会社香北ふるさと公社の)代表取締役が野島民雄、 専務取締役が野島常稔、常務取締役が明石 猛、取締役、谷内 務、同じく、山中盛世 、同じく、門脇節夫、同じく、武内弘子、監査役が黒岩清水、岡村彰三。

以上でございます。

〇議長(西村芳成君) ほかに質疑はありませんか。

12番、笹岡 優君。

〇12番(笹岡 優君) これ、常務の、助役の、収入役の名前はないわね、これ、 さっきのね。違うん?そうです?ああ…。

どういう形になるのか、独立行政、指定管理者制度として香北ふるさと公社というのは、どういう位置づけになるんかなと、行政との関係では。そこの辺を妙にちょっとわかりにくいですので、その辺の流れ等含めて。

それから、どうなのかですかね、合併という形で野島前(香北)町長がどうこうという問題じゃなしに、この前聞きますと、何か物部の、奥物部(開発公社)の方は宗石前(物部)村長が代表取締役になっているということで、旧のその町村の方々がやられることもいいかもしれませんが、やっぱり次の新たな団体にいくというのでは、やっぱりそういうとるべきときではないかと、そういう人事の刷新といいますか、必要じゃないかと思うわけですが、今回も2年半ぐらいの指定管理になりますかね、これ、この条件を見た場合は。そしたら、この役員体制もこのまま2年半になるんかなという含めて、その辺は規約上どうなっているんかな、どうでしょうか。

- 〇議長(西村芳成君) 総務課長、鍵山仁志君。
- ○総務課長(鍵山仁志君) 新市になりましてですね、2月28日段階から3月1日の新市に移行した段階で、新たなこの役員体制という話が出ておりましたが、まだ引き継いだばかりということで、従来の役員にそのまま残っていただきまして、8月いっぱいぐらいを目途にですね、旧の体制でやると。それから新しい体制に向けて8月30日に臨時総会の予定をしております。

そういうこととですね、もう1点は、やはり株式会社でございますので、67.5%香美市が(株を)所有をしております。そういうことから、年度途中にですね基本的にこの株式会社で独立採算ではっきり動くという形は、非常に難しい。やはり従来、今まで運営をしてきた中の部分が一部経営的にも残っておるというふうな状況でございます。ほんでこの2年余りの間に、また新たな体制に向けてですね検討もしていかないかんというふうに考えております。

以上です。

〇議長(西村芳成君) ほかに。

3番、山﨑龍太郎君。

〇3番(山﨑龍太郎君) 3番。

後にも出てきますけれども、おのおの独立採算でやるということで、市からお金を入れることはないと思うんですが、一つが大きく黒字で、一つが大きく赤字でというふうになった、そういう場合に大きな赤字の分については、今後話し合いによって補てんしていくような可能性があるのか、株式会社香北ふるさと公社に対してトータル的な判断によるふうになっていくのか、そこら辺の見解を伺います。

- 〇議長(西村芳成君) 総務課長、鍵山仁志君。
- ○総務課長(鍵山仁志君) 山﨑議員のご質問にお答えをいたします。

やはりですね、従来は公共的団体の特命で委託をしておる、やはり第三セクターという考え方でございますが、新しいこの指定管理者の制度の中ではですね原則的に公募し、あるいは直接指定ということもあり得るということでございます。よりよいサービスを安いコストで提供できる事業者を競争の条件の中で選んでいくという、今後の方向性には変わりはございません。

以上です。

- 〇議長(西村芳成君) 33番、宮地盾騎君。
- ○33番(宮地盾騎君) これ幾つか指定管理者の議案が出てるわけですけど、この株式会社香北ふるさと公社で、その公社の経理関係はどのように我々が知ることができるか、その辺。
- 〇議長(西村芳成君) それはまあ、議員協議会でやらないかん、指定管理者は。一回…。

暫時休憩します。

(午後2時12分 休憩) (午後2時22分 再開)

〇議長(西村芳成君) 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長(鍵山仁志君) 宮地議員のご質問にお答えをいたします。えらい遅うなって申しわけございません。

事業報告書におきましては、管理業務の実施や利用状況、料金収入実績等、収支状況等について香美市の方にですね報告義務がございます。ただ、議会の方への報告義務につきましてはうたっておりません。自治法上はうたっておりません。

以上です。

- 〇議長(西村芳成君) 33番、宮地盾騎君。
- ○33番(宮地盾騎君) なぜこういうことをお伺いするかというのは、指定管理を受けて運営する株式会社香北ふるさと公社の方で非常に状況、管理その他の状況が好ましい状況で進んだ場合に、いわゆる役員を初めとする各職員等に対しての報酬、手当て等は一定想像以上のものが、仮に支給されている。ところが、経営が思わしくないというような状況になったら、もう指定管理者は受けないと、行政へ戻すと、こういう赤字のような状況が生まれてきたというときには、もう行政へ返す、要はそういう心配もされるんで、やはり議会としてもチェックできる、そういう何らかの方法がとれないか、そういうことを知りたいわけです。
- 〇議長(西村芳成君) 総務課長、鍵山仁志君。
- ○総務課長(鍵山仁志君) 議会への収支状況の報告等義務はないですが、議員協議会なり、今まで行財政改革推進特別委員会の中でもですね、一応、今までの収支決算についての説明もあったように、そういう手段、手だてはできます。以上です。
- ○議長(西村芳成君) ほかに質疑はありませんか。 3 4 番、西山 武君。
- ○34番(西山 武君) 先ほど、株式会社香北ふるさと公社の役員の名前をおうかがいしたんですけど、聞き違いでなければ常務取締役の方に収入役の名前があったように思いますけれども、…規定が、請負は詳しいことは知りませんけども、現職の収入役がこういうあるというのはいかがかと思うんですが、このことはどうですか。
- 〇34番(西山 武君) 議長、補足。
- 〇議長(西村芳成君) 34番、西山 武君。
- ○34番(西山 武君) 一般請負契約においては、議員とかそういう関係にあるに 代表取締役とか、そういう取締役におると、請負契約できんということがありますのが、 この2つ、株式会社香北公社だけが特別扱いするということですか、まあそういうこと

です、それを聞きたい。

○議長(西村芳成君) 兼職、兼職になるき。休憩?
休憩いたします。

(午後2時27分 休憩)

(午後2時39分 再開)

〇議長(西村芳成君) 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

総務課長、鍵山仁志君。

〇総務課長(鍵山仁志君) 西山議員のご質問にお答えをいたします。

地方公務員(法)上の兼職禁止規定には該当いたしません。ただ、相手方が、指定管理の中に議員さんが入っておれば、これはいきません。

以上です。

- ○議長(西村芳成君) ほかに質疑はありませんか。 3 4 番、西山 武君。
- ○34番(西山 武君) 該当、兼職しないということですけれども、私はちょっと ふに落ちないと。発注する側と受ける側に、まして、発注する側のトップ、上層部が入っているというのはいかがなものかと、ほかのことでも不明瞭なあれが、思うわけです。 それを収入役本人はどう考えているか。 まして、香美市役所として、これがふるさと公社のまま、公社でおればいいんですけど、株式会社になった組織に執行部がいてですね、それでも地方公務員法には抵触しないからいいじゃないかということになれば、今後、ほかの問題でそういうことが生じた場合、非常にまずいことにはなりはしないかと、要らん心配もするんですけども、そこのところはどういうふうに考えておるか聞きたい。
- 〇議長(西村芳成君) 総務課長、鍵山仁志君。
- 〇総務課長(鍵山仁志君) ご質問にお答えをいたします。

やはりですね、第三セクターというのはですね、その法人を設置した自治体の責任ということがございます。そういうことからですね、黒潮鉄道の役員の中にも各関連しちゅうところの市長等は入っております。そういうことでですね、やはりこの株式会社(香北ふるさと公社)を設置した責任、67.5%の(出資の)責任、これに対してですね、やはり役員の中にはですね市の幹部が入るということもやむを得ないんではないかというふうに考えております。

以上です。

〇議長(西村芳成君)ほかに。12番、笹岡 優君。

〇12番(笹岡 優君) 前、ホテルやったピースフルセレネの場合はですね、直接 (旧)香北町が経営しちょったという経過がありますわね。そして、プールの方は、プ ールとそれからバンガローというか、キャンプ場の方はですね、先ほど言ったように、

第三セクターで経営してきたという経過があるんじゃないでしょうか。その辺の含めて ですね、今回、これすべて、先ほど山﨑龍太郎議員のちょっと答弁があるわけですが、 独立採算というのは、株式会社香北ふるさと公社として独立採算でやっていくという方 向なのか。一つ一つの単独事業独立採算にはなかなかならんと思う。結局公社として受 けてやるわけやから、公社としての独立採算でやっていくという形になると思うんです けど、そうなってきた場合ですね、先ほどの問題点は何が出てくるかといえば、報酬が どうなるかという話…。だから結局、言うたら明石収入役の場合はですね、収入役とし てももらって、そして片一方でそこの役員報酬をもらうとなってきた場合ね、まあ言う たら2つのところに報酬をもらうという仕組みになってくるわけじゃないですか。そこ の辺含めて、これはですね、兼職規定ということがありましてですね、これは、これま でいろいろ問題になってきたわけです。充て職で市長とか収入役とか助役はですね、ま あ言うたら一部事務組合の役員を兼ねた場合は、その一部事務組合としての役員報酬を もらった場合はですね、逆に市長としてのそのときは職務から離れてるから、その分は 減額しなければならないというのがあるわけですよね。そこら含めた、やっぱり研究と いうか、これもしちょかないとですね、今後問題が出てくる可能性が出てくると思いま す。指定管理者制度というたら新たな制度ですので、その辺のあり方も含めてですね、 よくこれ精査して、今後、する必要があるんじゃかとも思うんですが、その辺はどうな っていくんかなと、報酬額を。この前の特別委員会の報告ではですね、役員報酬を出す という方向に検討しているということを聞いたんですけど、それはどうかなという、含 めて。

- 〇議長(西村芳成君) 総務課長、鍵山仁志君。
- ○総務課長(鍵山仁志君) 今後のことについてはですね、具体的な中身は聞いておりませんが、平成17年度までのことで言いますと、(株式会社香北ふるさと公社の)取締役及び監査役の報酬は1人当たり4万円、その時点で、17年度の時点で(旧香北)町長、(旧香北町)助役及び(香美)森林組合長については支払ってないということで、その他の株主につきましては、プール券2枚ということの報告を受けております。以上です。
- 〇議長(西村芳成君) ほかに。
- ○議長(西村芳成君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから討論を行います。討論はありませんか。
- ○議長(西村芳成君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから、議案第64号を採決をいたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者举手)

〇議長(西村芳成君) 賛成多数であります。よって、議案第64号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第65号、香美市健康センターの指定管理者の指定について を議題とします。

まず執行部から提案理由の補足説明を求めます。健康づくり推進課長、岡本篤志君。

○健康づくり推進課長(岡本篤志君) 議案第65号、香美市健康センターの指定管理者の指定について

次のとおり香美市健康センターの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

- 1. 公の施設の名称 香美市健康センター
- 2. 指定管理者となる団体の名称 株式会社香北ふるさと公社
- 3. 指定管理者となる団体の所在 香美市香北町美良布1211番地
- 4. 指定の期間 平成18年9月1日から平成21年3月31日まで

平成18年8月21日提出。香美市長、門脇槇夫。

次に提案理由でございますけれど、すいません、文字の訂正をお願いいたします。中 ほどに「効率的に」というところがあるかと思いますが、「効果的」の誤りでございます。 謹んでおわび申し上げます。

提案理由、香美市健康センターの管理及び運営を効果的に行わせるため、指定管理者 を指定するものである。

2ページには資料といたしまして、香美市健康センター指定管理者の概要を添付いた しております。どうかよろしくお願いいたします。

○議長(西村芳成君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、笹岡 優君。

- ○12番(笹岡 優君) 全体として先ほどの2つの指定管理との関係の矛盾してくるというのはですね、このまあ言うたら、健康センターのセレネの関係やと思います。こここはやっぱり健康づくり、それから地域づくり、生きがいづくりを含めてですね、そういう施設と、片一方でホテルを含めてですね、それからキャンプ場等の関係が一体にあるわけですが、先ほど言ったように、これをプール制の会計でやっていくとなってきた場合ですね、そこら辺がどうなってくるかというのは、すごく、それからこの健康センターの場合はですね、健康づくり等の補助事業を入れていくことになってくると、受け皿になると思うんですけど、その辺の関係で、この職員10名という方々のですね、配置含めてどうなのかなというのが、すごくその辺がわかりませんが、そこでお聞きします。10名のですね方々は正規の職員として10名配置しているのかどうかということとですね、そういう中でですね、どういう役割配置になってるかなと、3つの関係が、というのとですね、その職員のですね、人件費は公務員に順ずるという形の対応をしているかどうか含めて。
- 〇議長(西村芳成君) 健康づくり推進課長、岡本篤志君。

〇健康づくり推進課長(岡本篤志君) 笹岡議員さんのご質問にお答えいたします。

職員の配置につきましてはですね、ちょっとお待ちください、正職員は2名でございます。総務・経理で1名、管理・フロントで1名が正職員で、あとがすべて常勤パート等であります。それで、他施設との兼務はございません。それぞれの施設施設で人員を配置するようにしております。(後に「10名は(株式会社香北ふるさと公社が指定管理を受けた)それぞれの施設へ配置をされる職員であり、今答えたのはプールの体制の内容である。」と訂正あり。)

それと、人件費につきまして、公務員に準じているかというご質問ですけれど、準じておりません。独自の人件費の表なりを使って出していると聞いております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

- 〇議長(西村芳成君) 28番、前田泰祐君。
- O28番(前田泰祐君) まず、これ何かこの指定管理者のことについて、以前の問題でお話を伺いたいんですが、この指定をする決定、いかにして決定したのかと。森林総合センターなんか、あそこの森林公園なんかはですね、募集のやっぱり入札があったのかな、なかったのかな、何かそんなものを見た、聞いたことがありますが、募集をして決定したということを聞きましたが、これはどういうふうな決定の方法をとられたかお聞きしたいです。
- 〇議長(西村芳成君) 総務課長、鍵山仁志君。
- ○総務課長(鍵山仁志君) 条例の中にはですね、公募と、それからそうでない直接 指定という形があります。そういうことでですね、今回のこのケースにつきましては、 先ほど笹岡議員の質問にもお答えをいたしましたけど、公募によらぬ直接指定をさせて いただいたということでございます。
- 〇議長(西村芳成君) 17番、比与森光俊君。
- ○17番(比与森光俊君) 勉強不足で確認ですけど、それぞれの指定管理を株式会 社香北ふるさと公社で受けるわけですけど、その報酬、役員報酬については、採算独立 ということを言いまして、全体での報酬なのか、それぞれの3カ所から報酬が出るのか、 どうなる。
- 〇議長(西村芳成君) 総務課長、鍵山仁志君。
- 〇総務課長(鍵山仁志君) お答えいたします。

やはりそのふるさと公社の役員に対する報酬ですので、それぞれじゃないです。株式 会社香北ふるさと公社の組織は一つですので、そういうことです。

以上です。

- 〇議長(西村芳成君) 1番、利根健二君。
- ○1番(利根健二君) さっきの西山議員の質問にもかかると思いますが、公募じゃなく直接指定という形で指定管理者が決定されるということはですね、やっぱり住民とかいろんな方から見てですね、やっぱり両者の発注側と受ける側のトップが一緒という

ことは、なかなか理解しがたいことやと私は思うがですけども、これはこのままの放置するのか、そういった住民等、普通の感情的におかしいなと思われることを、やっぱり直していこうかなと思うのか、その辺の確認を再度。

- 〇議長(西村芳成君) 総務課長、鍵山仁志君。
- ○総務課長(鍵山仁志君) 先ほどもお答えをいたしました同じ回答になると思います。やはりその、従来公共的団体の特命で委託しちょったもんを、すぐになかなか切りかえができませんので、この2年余りの間にですね、検討をさせていただくという形でお答えをしております。

以上です。

- 〇議長(西村芳成君)ほかに。健康づくり推進課長、岡本篤志君。
- **〇健康づくり推進課長(岡本篤志君)** すいません、先ほどのご質問にお答えした中で、ちょっと訂正をさせていただきたいと思います。

資料の方で職員数が10名となっておりまして、この職員が兼務を、「各施設兼務をするのか」というご質問だったかと思います。ちょっと、僕勘違いをいたしまして申しわけないです。この職員については、それぞれの施設へ配置をされる職員になると思います。また、それぞれの施設ごとに、そこの職員が配置されて、さらにそこの施設ごとでパートとかいう形で雇用される者がおりまして、人員構成を、人員体制をとっていくような形になろうかと思います。すいません、私の方が、お答えしたのが、そのプールの、健康センターの体制の内容についてお答えしてしまいましたんで、おわびして訂正いたします。

- 〇議長(西村芳成君) 3番、山﨑龍太郎君。
- ○3番(山崎龍太郎君) 今の質問に関連して、質問やない答弁についてですけど、 組織というものが(株式会社)香北ふるさと公社の職員数が10名ということでしょう。 だから、(株式会社香北)ふるさと公社の常時雇っている方が10名おって、ほかパート とかの方で充ててるという認識じゃないわけですか。それをちょっと確認しておきますが。
- ○議長(西村芳成君) 健康づくり推進課長、岡本篤志君。
- 〇健康づくり推進課長(岡本篤志君) はい、そのとおりです。
- 〇議長(西村芳成君)ほかに。12番、笹岡 優君。
- ○12番(笹岡 優君) ぜひですね、今回3つの指定、(株式会社)香北ふるさと公社というのはこれ以外はもうやってないですわね。まだやりゆうんですかね。だから、そこの辺がですね、やってるということですので、その辺の事業規模との関係わからないんです、これ、だからこの3つの受けてですね、このスタッフでやっていけるかなという辺も含めてですね、そこの辺はどうでしょうか。香北ふるさと公社という今の状況

のでどれぐらいの事業をやっててですね、それ以外の何をやっているのかもありましたらお願いしたいのと、さっきまではですね、10人のスタッフが2人が正職で、総務・経理とフロントと、それ以外は非正規の方やということですけど、それ、ほんでそれが健康センターセレネだけという認識なのか。このさっき言った10人というのは、全部10人になっちゅうわけですき、そこの辺が妙に実態がわからないですよ。だから、10人というのは正規の職員の10人でしょう、これ。だからそこの辺の人員配置を言うていただかんとですね、妙にこれ違うじゃないかということ、だから、さて職員はですね、10人の職員をホテルの経営の方に何人、それからこっちのキャンプ対応に何人とかいう形になるのか、それから健康センターに何人とかいう(形に)なるのかですね。そやなしに10人を全体の運営をプールとしてやって経営していくのか、3つの事業を一体として、それ以外の事業も含めてやるのかですね、その辺の運営形態が妙に見えんわけです、これ。それはどうなのかなという。

- 〇議長(西村芳成君)答弁は?誰が答弁?収入役、明石 猛君。
- ○収入役(明石 猛君) 職員の10名でございますが、そこは正規の職員という意味で、ホテルに5名、それからプールに3名、それから青少年の家、これも今年の4月から県から委託を受けてやっております。これに1名。それから1名が出向で給食センターの方へ1名出向しております。それで10名になろうかと思いますが、今、もちろん職員も非常に切り詰めておりますので、あとはですねパートでの対応ということでございます。

以上です。

- **〇12番(笹岡 優君)** 青少年の家、この(香北町)吉野の?それ以外はないわけですね。
- ○議長(西村芳成君) はい、ほかに。ありませんか。
- ○議長(西村芳成君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから討論を行います。討論はありませんか。
- ○議長(西村芳成君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから、議案第65号を採決をいたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者举手)

○議長(西村芳成君) 賛成多数であります。よって、議案第65号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第66号、平成18年度大宮小学校校舎等改築(建築主体・機械設備)工事の請負契約の締結についてを議題とします。

まず執行部から提案理由の補足説明を求めます。財政課長、前田哲雄君。

○財政課長(前田哲雄君) 議案第66号、平成18年度大宮小学校校舎等改築(建

築主体・機械設備)工事の請負契約の締結について

平成18年8月11日一般競争入札に付した表記の工事について、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、下記のとおり請負契約の締結について議会の議決を求める。

平成18年8月21日提出。香美市長、門脇槇夫。

- 1. 契約の目的 平成18年度大宮小学校校舎等改築(建築主体・機械設備)工事
- 2. 契約の方法 一般競争入札による
- 3. 契約金額 7億6,545万円
- 4. 契約の相手方 三井住友・香長特定建設工事共同企業体

代表者 三井住友建設株式会社高知営業所所長 浅井博之

5. 支出科目 平成18年度香美市一般会計予算 10款教育費、2項小学校費 でございます。以上です。

失礼しました。説明抜かりがございました。入札結果でございますけれども、参考資料をお開きください。まず、この大宮小学校につきましては、建築主体・機械設備の工事と電気設備(工事)と2つに分けて行っております。先ほどご説明した一般競争入札によるものは、建築主体と機械設備工事の方でございますけれども、これは1回目の入札でですね三井住友・香長特定建設工事共同企業体が落札を7億2,900万円でしております。契約金額は税込みの金額になっております。

以上です。

○議長(西村芳成君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

26番、原 心一君。

- O26番 (原 心一君) この件ですが、設計・監理等はどうなってますか。
- ○学校教育課長(和田 隆君) すみません、正確な金額をちょっと…。
- 〇議長(西村芳成君) 学校教育課長、和田 隆君。
- **〇学校教育課長(和田 隆君)** 1,000万円ちょっと足らず、900(万円)幾らだったと思います。(後に「945万円は監理のお金で、設計のお金は2,394万円である。」と訂正あり。)
- **〇26番(原 心一君)** どこが?
- ○学校教育課長(和田 隆君) 業者ですか?細木建築設計。
- 〇議長(西村芳成君) 12番、笹岡 優君。
- ○12番(笹岡 優君) 一般競争入札ということですが、今回、これすべてですね 5社しかきてないんですが、実際問題どういう、まあ言うたら知らせ方をした、公募の 仕方をしたのか辺がちょっと、そこの辺をお願いします。

それから、高知営業所があるということですが、三井住友の本社機能と高知県での実績等はどんなあるんかなと。

- 〇議長(西村芳成君) 財政課長、前田哲雄君。
- **○財政課長(前田哲雄君)** お答えいたします。

一般競争入札で親がですね(経営規模等評価点数)1,050点ですか、失礼しました、1,400点以上、それから子の方の業者が900点以上という基準でやっております。それで、J V を組ませましたのは、親に、親企業の方はですね全国的なゼネコン、いわゆるゼネコンという会社を想定しておりまして、1,400点以上としまして、それから、B の県内業者の方につきましては、900点以上の大手の業者という形で募集をしました。ただし、市内業者につきましては、800点以上というちょっと低い点数で市内業者については資格を与えております。そういう資格で、資格に基づいてA業者、B業者それぞれが自由に組んでですね、企業体を組んで入札の参加をしてほしい、そういう募集の仕方をしまして、出てきたのがこの5社であったわけです。この背景にはですね、一般的にはもっとたくさんの業者が全国的にはあるんですけれども、ご存じのように防衛庁の施設の設備の関係で指名停止になっている大手企業がたくさんおった関係で、J V を組んできた、応募してきたのがこの5 社しかなかったと、こういうことでございます

それから、この三井住友の実績をということですけれども、手元にですね、その会社 の経営事項審査の書類を持ってませんので、ちょっと今はわかりかねます。 以上です。

- 〇議長(西村芳成君) 12番、笹岡 優君。
- ○12番(笹岡 優君) こういう形で1,400点ということでやったということですが、これまでの小学校等でこういう基準でやったということがあるんかなと、それまでの、これまでのやってきた関係との整合性があるんかなというのはどうでしょうか。旧の土佐山田町、旧の香北、物部等を含めて、それがなぜ1,400点という形になったのかなというのが一つあります。

それから、もう一つはですね一番50、50のJVということで多分言うと思いますが、一番、このJVのときに問題になるのがですね、三井住友さんが高知営業所がどれぐらいの要員を配置してるかわかりませんけど、やっぱり実際問題はですね、やっぱり子や孫請けになっていく可能性が高くなってきた場合、三井住友というのは本社はどこになるんですかね、東京なんですかね。東京となってきた場合はですね、実際問題そこからですね、自分たちの関係のある、連れてくるかとじゃなしに、やっぱり子や孫請けになる可能性が高くなった場合どうなのかな。そういうことは心配ないんかどうかということを含めてお願いします。

- 〇議長(西村芳成君) 財政課長、前田哲雄君。
- **〇財政課長(前田哲雄君)** はい。お答えします。

一般競争入札のときには、工事の施工監理者をだれそれを指定するという形で、この 人物をこの工事には指定して、責任者としてやらしますと、そういう形で出してきてい ただくようになっております。そういう面で言えばですね、その工事について、もちろんその方がその三井住友の中の今はどこで仕事をされゆうかわかりませんけども、その方が責任者として来てですね、工事を監理していくと、こういう形になろうかと思います。そういう形でその一般競争入札に関しましては、施工のですね、確実に施工していただくという担保はそういう形で常にとりながらですね、やっているということです。

それから、もう1点は点数の高い業者でJVを組ませたわけですけれども、それもやはり今回の大宮小学校の工事自体が非常に特殊な工事でございます。といいますのは、校舎、それから体育館、プール、これを通常はですね、別々に建てるのが通常なんですれれども、今回の大宮小学校の設計というのは、この校舎があって、その後ろに体育館があって、それをですねプールと特別教室へつなぐと。3つの施設が「コ」の字を書いちゅうような形になっている。非常に特殊性のある構造になってます。そういうこともございまして、やはり施工技術のですね、高い業者を指名したいということで、一般競争入札の資格をそういう高い水準で求めた結果がこういうことになっております。

以上です。

- ○議長(西村芳成君) ほかに。20番、久保信彥君。
- ○20番(久保信彥君) この工事には、このプールの単価も入っておると思うんですが、このプールが以前より東になりますね。東になると、西、以前は西にありました。それで、書きもの(書面)はないわけですが、その水を年に何回か抜くわけですね。水を抜くと、水路へ流れて田んぼへ(水を)とるということで、利用しておったわけです。そうすると、東になるとこの水路、谷へそのまま流れるということです。ほんでここの図面で言うと左の方の道を分けた方です。そしてまた、ほかにも関係のある人がいますが、この話はきておりますか。どうでしょうか。
- 〇議長(西村芳成君) 学校教育課長、和田 隆君。
- ○学校教育課長(和田 隆君) その話は聞いております。はい。確かに西の方へ流すのは、ちょっとプールの位置がずっと変わってきますので、その話については地元の人が、前の(旧)香北町の中でちょっと話ちょった経過があるようです。ちょっと今話を詰めゆう段ですけど、まだ確定したことにはなっておりません。
- 〇議長(西村芳成君) 20番、久保信彥君。
- **○20番(久保信彦君)** そうするとですね、その東から西へ水を流すということも あり得るということですね、確定はしてないけれども。
- 〇議長(西村芳成君) 学校教育課長、和田 隆君。
- **〇学校教育課長(和田 隆君)** 概要で、何百万円かかかるというようなことも聞いておりますが、ちょっとはっきりした金額等わかりません。今のところ。もうちょっと時間いただいて詰めていくようになると思います。
- 〇議長(西村芳成君) ほかに。

13番、岡村優一君。

〇13番(岡村優一君) はい、13番です。

今回のこの入札に運動場の整備とプールの建設は含まれておりますか。

- ○議長(西村芳成君) 学校教育課長、和田 隆君。
- ○学校教育課長(和田 隆君) 含まれております、はい。
- ○議長(西村芳成君) ほかに。質疑はありませんか。
- ○議長(西村芳成君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(停電による中断)

(午後3時14分 休憩)

(午後3時25分 再開)

〇議長(西村芳成君) 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

先ほど討論に入るところで訂正がありましたが、ここで正場に復しまして、訂正があるということでございますので、学校教育課長、和田 隆君。

- ○学校教育課長(和田 隆君) 先ほど、原議員さんの質問の中で実施設計・監理のことがありまして、私1,000万円足らずの900幾ら(と言いましたが)、正確には945万円が監理の部門です。設計の方はですね、2,394万円ということになっておりますので、よろしくお願いします。
- **〇議長(西村芳成君)** これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

〇議長(西村芳成君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第66号を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者举手)

○議長(西村芳成君) はい。全員賛成であります。よって、議案第66号は、原案のとおり可決されました。

以上で議会に付された事件はすべて議了いたしました。

閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

平成18年第4回香美市議会臨時会は、本日1日間でありましたが、議員各位の慎重な審議の結果、平成18年度香美市一般会計補正予算「第2号」を初め、市長から提出されました議案等についてそれぞれ適切な議決がなされました。

また、議員各位には議会運営に対しまして格段のご協力を賜り、スムーズな議会運営ができましたことに感謝とお礼を申し上げます。議員各位におかれましては、この任期最後の議会臨時会でありましたが、いよいよ明日から次期市議会議員選挙へ向けて最終ラウンドの後援会活動に勢力的に取り組まれる方、また今期限りで引退をされる方もお

いでるやにおうかがいいたしておりますが、いずれにいたしましても、この厳しい暑さの中でございますので、それぞれ健康に十分留意せられ、残された期間、これからの市 政発展に格段の活躍をされますようにお祈りをいたします。

また、執行部におかれましても、暑さ厳しき折でありますので、健康に十分留意せられ、市政の発展に、住民福祉の充実にまい進されますようにお願いを申し上げまして、 閉会に当たり私のごあいさつといたします。

ここで、市長、門脇槇夫君よりごあいさつがあります。門脇槇夫君。

〇市長(門脇槇夫君) 閉会に当たりましてごあいさつを申し上げます。

本日、第4回臨時会に当たりまして、皆さん方には慎重なるご審議をいただき、提案 をさせていただきました全議案に対しまして、可決いただきましたことを、心から感謝 を申し上げます。なお、答弁に一部手間取りましたことを深くおわびを申し上げます。

さて、いよいよ議員の皆さん方の任期もあと一月となったわけであります。この間には、恐らくもう議会の開催を予定をしていないわけでありまして、これが最後の議会となるわけであります。皆さん方の中には、今期、この任期をもちまして勇退をなされる方もあるというふうにもお聞きをいたしております。こうして、ご縁がございまして、私も皆さん方とこの議場で半年間でありますが、香美市の議会として皆さん方とともに香美市発展のために頑張ってきたわけであります。いろいろなことを思いますが、合併という大きな一つの事業もあったわけであります。そうした中で、勇退をされます議員の皆さん方は、しかしながらそうした一つの事業の中でも、多くの香美市の発展のためにご努力いただきましたことを、本当に心から感謝を申し上げます。また、勇退をなされましても、やはり香美市のこれからの発展のために、どうぞご尽力賜りますことを、また心からお願いを申し上げたいというふうに思います。

そして、また次の議員選挙にチャレンジをされる皆さん方におかれましては、これからまことに暑さ、残暑厳しい中でございます。どうか、体には十分気をつけていただきまして、そして次の機会にまたこの議場でお会いできますことを心からご祈念を申し上げ間す。本日はまことにありがとうございました。

以上、ごあいさつにかえさせていただきます。

O議長(西村芳成君) これをもって、平成18年第4回香美市議会臨時会を閉会を いたします。

どうもご苦労さまでございました。

(午後3時30分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議長

署名議員

署名議員

平成18年第4回

香美市議会臨時会会議録

【巻末掲載文書】

平成18年8月21日 開 会

平成18年8月21日 閉 会

香 美 市 議 会

平成18年第4回香美市議会臨時会会期及び会議(審査)の予定表

会 期	月日(曜日)		会 議 等
第1日	8月21日 (月)	本会議	・会議録署名議員の指名
			・会期決定
			・諸般の報告
			・議案提案 説明~採決

議会運営委員会の協議結果の報告

(平成18年第4回香美市議会臨時会)

平成18年第4回香美市議会臨時会について、議会運営委員会で協議した結果は次のと おりです。

- 1. 臨時会の会期及び会議について
- (1) 会期は本日1日とします。なお、会議の都合により会期の延長を必要とする場合は 議長に一任します。
- (2)会議は予定表のとおりであり、委員会の付託を省略して、本会議で審議採決します。
- (3) 議員提出の緊急を要する追加案件は、追加日程として提案し、委員会の付託を省略して、本会議で審議採決します。
- 2. 議員協議会の開催について

本日の本会議終了後に議員協議会を開催します。

香美市長 門 脇 槇 夫 殿

香美市議会議長 西村 芳成

印

会議結果の報告について

地方自治法第123条第3項の規定により平成18年第4回香美市議会臨時会の会議結果を次のとおり報告します。

記

- 1. 会議の別 臨 時 会
- 2. 開 会 平成18年8月21日(月)
- 3. 閉 会 平成18年8月21日(月)
- 4. 会 期 1日間
- 5. 議員の出欠 出席 21人 欠席 0人
- 6. 議案の提出 市長提出のもの 11件(承認 1・議案 10)
- 7. 議決の状況 可決 11件(予備 5・条例 1・契約 1・その他 4)
- 8. 議決書の写 別紙のとおり
- 9. 会議録の写 作成次第後送

香美市長 門脇 槇夫 殿

香美市議会議長 西村 芳成 印

議決した議案等の送付について

平成18年第4回香美市議会臨時会において議決した下記の議案等を送付します。

記

議案 番号	案 件	議 決 年月日	議決の 結 果
承認 25	専決処分事項の承認を求めることについて 高知県広域食肉センター事務組合規約の一部を変更する規 約について	H18. 8.21	承認
議案 5 7	平成18年度香美市一般会計補正予算「第2号」	11	可決
議案 58	平成18年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算「第1号」	"	"
議案 5 9	平成18年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算「第1号」	11	"
議案 6 0	平成18年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算「第1号」	11	IJ
議案 6 1	平成18年度香美市国民健康保険特別会計補正予算(事業勘定)「第1号」	11	IJ.
議案 6 2	香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につ いて	11	IJ
議案 63	香美市ピースフルセレネの指定管理者の指定について	11	IJ.
議案 6 4	香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の指定管理者の指定に ついて	11	11
議案 6 5	香美市健康センターの指定管理者の指定について	"	"

議案 番号	案件	議 決 年月日	議決の 結果
議案	平成18年度大宮小学校校舎等改築(建築主体・機械設備)	H18. 8.21	可決
6 6	工事の請負契約の締結について	H18. 8.21	可伏